

1. ひとり親家庭等への自立支援について

(1) 令和3年度補正予算及び令和4年度予算案におけるひとり親家庭等自立支援関係事業について (関連資料1参照)

ひとり親家庭を取り巻く状況については、平成28年度に実施した全国ひとり親世帯等調査の結果において、母子世帯の就業率は81.8%、父子世帯の就業率は85.4%と高い水準にあるが、特に母子世帯については雇用環境や所得状況が平成23年度の前回調査から改善しているものの、就業者のうち43.8%はパート・アルバイト等の不安定な就労形態にあり、平均年間就労収入(母自身の就労収入)は200万円、平均年間収入(母自身の収入)は243万円となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱く、依然として厳しい状況にある。

このため、ひとり親家庭の支援については、「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年11月29日閣議決定)及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」(令和2年3月23日厚生労働省告示第78号)等に基づき、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、養育費確保支援、経済的支援など総合的な支援施策を着実に進めることが重要である。

予算(案)においては、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援・居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援などの支援策を着実に実施するとともに、新たに以下の取組に必要な予算を盛り込んでいる。

各自治体におかれては、ひとり親家庭の生活実態や支援ニーズを踏まえ、国庫補助金の活用も含め、支援施策の積極的な取組をお願いします。

① ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業について

ひとり親家庭への相談支援を行う母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりや、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置、休日・夜間の相談対応に必要な費用を補助する。

② 母子家庭等自立支援給付金事業について

高等職業訓練促進給付金について、令和3年度限りで実施している対象資格の拡充及び期間の緩和の措置を令和4年度も継続する。また、自立支援教育訓練給付金について、上限額を引き上げる。

③ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について、給付金を受講開始時にも一部支給できるよう改善する。

また、令和3年度補正予算においては、ひとり親家庭等が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用をはじめとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図るための予算を確保しているため、各自治体におかれは積極的な取組をお願いする。

なお、同補正予算には、子どもの貧困や孤独・孤立への緊急的な対応として、ひとり親家庭等の要支援世帯を対象とした子ども食堂や子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者に対し、中間支援法人を通じ、運営や物資の支援等を行うための予算を確保している。本事業の実施に当たっては、支援を必要とする方へ支援がつながるよう、子ども食堂等の開催情報等の周知などについて、連携・協力をお願いする。

(2) 児童扶養手当について（関連資料2参照）

児童扶養手当制度の運用については、日頃から多大なご尽力とご協力をいただいているが、下記の事項に留意の上、適切な運用をお願いするとともに管内市町村に周知をお願いする。

① 令和4年度の手当額について

令和4年度予算案においては、令和3年平均の全国消費者物価指数が対前年比▲0.2%となったことから、児童扶養手当法第5条の2の規定に基づき、手当額の改定が行われるため、管内市町村に対する情報提供をお願いする。

また、手当額は以下のとおりとなるので、広報誌・ホームページ等による受給者への周知をお願いする。

※ 児童扶養手当額は、物価水準の変動が、手当額の実質価値に影響するものであることから、物価スライドを適用の上、改定しているもの。

ア 本体月額

	(令和3年度)		(令和4年度)
全部支給	43,160円	→	43,070円 (▲90円)
一部支給	43,150円	→	43,060円 (▲90円)
	～10,180円		～10,160円 (▲20円)

イ 第2子加算月額

	(令和3年度)		(令和4年度)
全部支給	10,190円	→	10,170円 (▲20円)
一部支給	10,180円	→	10,160円 (▲20円)
	～5,100円		～5,090円 (▲10円)

ウ 第3子以降加算月額

	(令和3年度)		(令和4年度)
全部支給	6,110円	→	6,100円 (▲10円)
一部支給	6,100円	→	6,090円 (▲10円)
	～3,060円		～3,050円 (▲10円)

② プライバシーの保護に配慮した事務運営について

ア 事実婚等の支給要件の確認方法に関する留意事項について

児童扶養手当の事実婚等の支給要件の確認に際しては、以下の点を含め、受給資格者の負担軽減及びプライバシーの保護に十分配慮した事務運営を行うようお願いするとともに、窓口を担う職員への周知徹底をお願いしたい。(令和3年7月21日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

- ・支給要件に関し、受給資格者の生活実態の確認に際しては、厚生労働省令や国が定める通知で提出を求めている書類等と重複する内容や、必要以上にプライバシーの問題に立ち入る内容、さらには支給要件の確認には必ずしも必要とは考えにくい情報等の記載を求める独自の調書や申立書の提出は求めないこと。

【一律の提出は不要と考えられる独自の調書・申立書の例】

○生計維持方法確認調書

- ・生活保護の扶助費、預貯金額等について記載を求めるもの

○家屋名義確認調書

- ・持ち家の一戸建て・マンションの区別、名義人の氏名・住所、ローンの有無、月々の返済額等について記載を求めるもの

○居住建物（賃貸借物件）に関する申立書

- ・家賃・共益費・駐車場代の内訳、連帯保証人の氏名・住所・続柄、物件所有者又は仲介業者の氏名(名称)・住所等について記載を求めるもの

○未婚であることの申立書

- ・児童の父又は母と出会った時期・場所・経緯、児童の父又は母の家族構成・勤務先、児童の出産費用の支払者、児童の父又は母と別れた時期等について記載を求めるもの

○妊娠の状況確認書

- ・相手の独身・既婚の別や生年月日、連絡（訪問を除く。）の頻度等について記載を求めるもの

【確認が不要な事項の例】

○養育費等に関する申告書

- ・養育費の支払者である前夫又は前妻が1人である場合に、当該支払者の氏名、現住所を確認すること
- ・プライバシーに関わる事項についての確認は一律に行うのではなく、確認が必要と個別に判断した者に必要な事項についてのみ行うべきものであり、また、確認の必要性について理解が得られるよう、確認内容と児童扶養手当の支給要件との関係について十分に説明をした上で行うこと。
- ・プライバシーに関する事項の聞き取りをする場合には、聞き取り専用の部屋において、衝立のあるブースを一定の間隔を空けて配置した上で、他の来庁者や隣接するブースに聞き取り内容が聞こえないようにするなど、プライバシーの保護に配慮すること。
- ・新型コロナウイルスの影響が長期化する中、困窮するひとり親世帯が増加している状況を踏まえ、その労苦をいたわる声かけやニーズを踏まえた支援策の紹介等、ひとり親の立場を踏まえた配慮を行うこと。

イ 児童扶養手当法第29条の規定に基づく調査の適正な実施について児童扶養手当の事務運営における調査に際しては、以下の点に留意をお願いするとともに、調査を担う職員への周知徹底をお願いしたい。

（令和元年9月30日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）

- ・児童扶養手当法第29条の規定に基づく調査については、受給資格の有無及び手当額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件の提出を命ずること、職員が受給資格者、児童その他関係人に質問をすること、児童や児童の父母に医師の診断を受けさせること等が職権で行行使できる旨が規定されているが、受給資格者の自宅等へ立ち入って調査を行う権限は含まれていない。

このため、自宅内を含めた調査で必要な場合には、同条に基づく調査でなく、受給資格者の同意を得て行う必要がある。

調査に当たっては、真に確認が必要かの必要性について慎重に個別判断するとともに、必要と判断した場合においては、必ず丁寧に調査の趣旨を説明し、受給資格者の同意を得た上で、調査される側の状況や立場を考慮し調査担当者や調査日時を設定するなど、プライバシーに十分配慮し、対応する必要がある。

なお、受給資格者が自宅内等への調査に応じないことのみをも

って、法第14条の規定に基づく支給停止を行うことは不適當である。

③ 児童扶養手当の認定請求等を行う者を対象とした相談対応及び情報提供について

児童扶養手当法第28条の2においては、認定の請求等を行う者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとしているほか、自立のために必要な支援を行うことができるとされており、新型コロナウイルスの感染拡大の状況下においては、ひとり親家庭に対して、より一層子育て・生活、就業、養育費の確保などの支援を行き届かせることが重要である。

また、児童扶養手当の現況届時（8月）を集中相談期間として、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親家庭が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援（ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業）することとしている。

各自治体においては、当該地域における感染状況や実施されている感染対策等を踏まえ、組織的判断の下、必ずしも対面による対応としないなど、柔軟な対応を行うことは差し支えないが、同規定の趣旨及び現下のひとり親家庭の状況を踏まえ、児童扶養手当受給者に対して、地域の母子・父子福祉団体等と連携しつつ、地域における支援施策や支援活動に関する情報提供をはじめ、就業支援、生活支援などに積極的に取り組まれるようお願いする。

養育費についての相談があった場合や相談したい意向がある場合には、母子・父子自立支援員につなぐほか、就業・自立支援センターや養育費等相談支援センターの案内、養育費に関するリーフレットの配布等により必要な支援を行われたい。

これらのいずれの対応に際しても、プライバシーの保護には十分配慮されるよう留意願いたい。

なお、平成30年8月の現況届から、子育てワンストップサービスとして、マイナポータルを活用した現況届の事前送信や面談予約等が可能となっており、令和4年度末を目指して、原則、全自治体で手続を可能とすることとしているので、現況届に係る事務処理に当たっては適切な対応をお願いしたい。

④ 不正受給防止について

児童扶養手当の現況届については、平成29年8月の現況届より、全部支給停止者であって、既にひとり親や子どもに対する支援が十分に行き届いており、対面の必要性がない場合は、郵送提出を可能として

いるところであるが、引き続き、現況届の確認による不正受給防止に向けた取組に適切に対応されたい。

⑤ 遺棄の認定基準の改正について

地方自治体からの提案に基づき、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、離婚調停中等であっても、父又は母による現実の扶養を期待することができないと考えられる児童であると認められる場合には児童扶養手当の支給対象となることを明確化することとされたことに伴い、「児童扶養手当遺棄の認定基準について」（昭和55年6月20日付け厚生省児童家庭局企画課長通知）を令和3年度中に改正することとしているので、認定事務を担う職員への周知をお願いしたい。

⑥ 児童扶養手当システムの標準化について

児童扶養手当システムについては、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、令和4年夏までに標準仕様書を作成することとされていることを踏まえ、昨年度から今年度にかけて、標準仕様書（案）の作成に向けた調査研究事業を実施しているところである。

令和4年度においては、今年度とりまとめる標準仕様書（案）について、都道府県及び市区町村を対象とした意見照会を6月頃から7月頃に実施し、意見照会の結果等を踏まえ、8月末までに標準仕様書を作成する予定であるため、ご協力をお願いしたい。

なお、令和4年度に作成する標準仕様書については、継続的に調査研究事業を実施していくことにより、精度の向上等を図っていくこととしている。

⑦ その他、児童扶養手当の支給事務における留意事項について

ア 受給者の中には休暇を取得することが難しい方もおられることから、夜間や休日等、利用者の方の時間に合わせた対応ができるよう、可能な限り受付時間の弾力化など便宜を図るとともに、申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を拒まず受け付けるよう留意されたい。

イ 児童扶養手当の支給は、児童扶養手当法第7条の規定により、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始めることとされており、この認定の請求をした日（請求時点）については、市町村において、児童扶養手当法施行規則（以下「規則」という。）第1条に定められた添付書類及び請求書の記載に不備がないものとし

て請求書を受理した時点であることとしている。

しかしながら、規則上必要とされている以外の書類等について、市町村が独自に提出を求め、これらの書類等の提出が行われるまで認定の請求を受理しないという誤った取扱いが行われている事例が見受けられるので、請求時点の取扱いについて十分に注意し適切な事務処理をお願いしたい。

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付金について

① 令和4年度における貸付限度額について

令和4年度における母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付限度額については、全国消費者物価指数の変動等を踏まえ、以下のとおり見直しを行うこととしている。

<貸付限度額の見直し案について>

・事業開始資金

個人：3,030,000円 → 3,140,000円

団体：4,560,000円 → 4,710,000円

・事業継続資金

個人・団体：1,520,000円 → 1,570,000円

② 高等教育の修学支援新制度との併給について

令和2年4月より、高等教育の修学支援新制度が実施されているが、授業料の減免等の対象となる可能性のある者であっても、大学等において入学金を一旦徴収する場合があります、その場合においては、入学後に減免等が確定した際に、減免相当額が還付されることとなる。

このため、入学時において入学金を納付する必要がある場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを行っていただくようお願いする。

また、借受人に対しては、本貸付金を活用した上で、新制度による支援を受けた場合には、新制度による支援を受けた分だけ貸付限度額の上限が下がることとなるため、貸付限度額を超える部分は返還する必要があることを予め説明いただくとともに、償還期限内に円滑に償還を行うことができるよう、授業料等減免に伴う還付金や給付型奨学金の過月分の給付が行われた場合には、可能な限り速やかに償還を行うよう求めていただくようお願いする。

なお、借受人等の経済状況等を勘案してこの取扱いが困難であると

認める場合には、一括償還のみならず、分割での償還を認めるなど、償還の負担に配慮した柔軟な対応を行うことが可能であること及びやむを得ない事情により償還期限内での償還ができない場合については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条第1項（第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）の規定に基づく償還の猶予を行うことが可能であることにご留意いただきたい。

③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の運用上の留意事項について

修学資金及び就学支度資金については、経済的理由により修学が困難なひとり親家庭等の子どもの進学を容易にする観点から設けられているものであるが、都道府県等における貸付審査に一定の期間を要するため、ひとり親家庭等への修学資金等の支払いが高等学校等の学費の納付期限に間に合わず、ひとり親家庭等が資金繰りに苦慮する場合がありますとの指摘がなされている。

これらの資金の貸付については、これまでも、願書の提出段階から事前の審査を受け付けるなどの対応をお願いしてきたが、各都道府県等におかれては、入学金等の納付が必要となった際に適切に資金の貸付が行えるよう、引き続き、円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いする。

なお、他の資金についても、必要な時期に資金を貸付けることができるよう、相談の段階から事前の審査の受け付けや、面談回数の縮小、添付書類の省略等、可能な限り手続きの簡素化等に配慮いただき、円滑な貸付の実施に努めていただくようお願いする。

また、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付に当たっては、一部を除き経済的条件は定められていないことから、貸付を受けようとする者の必要性を考慮するとともに、この資金の活用により、経済的自立及び生活意欲の助長を期し得る場合には、積極的に支援することをお願いしたい。

さらに、子を対象とした資金（修学資金等）については、ひとり親家庭等の親を借主とし、子を連帯債務を負担する借主に加えることで、保証人を立てることなく貸付を行うことを可能としており、また、子を借主とし、ひとり親家庭等の親を連帯保証人とすることで第三者の保証人を立てることなく貸付を行うことを可能としているので、貸付を必要とする家庭が貸付を受けられるよう適切な対応をお願いする。

④ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う償還金の支払猶予等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもが在籍する保育所

や学校等の臨時休業、事業所等の休業などにより、保護者の就業環境が変化し、一時的に就労収入が減少する場合が想定される。

この場合については、

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条第1項第1号に規定する「その他やむを得ない理由」とみなすことができ、1年以内の償還金の支払い猶予期間を設けることが可能
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第32条第3項に規定する「政令で定める特別の事情」（施行令第34条第4項の「その他の理由」）とみなすことができ、所得制限の対象としない

こととしているため、都道府県等においては、借受人の状況に応じて、特段の配慮をお願いする。

⑤ 償還率の改善について（関連資料3参照）

平成26年度予算執行調査においては、償還率に依然として改善が見られないことから、自治体における債権回収計画の策定、債権回収に向けた取組の積極的実施について指摘されている。このため、償還率改善に向けた取組の参考となるよう、平成26年度において、各自治体における償還事務の取組について平成25年度の実施状況を調査し、その結果を公表した。

当該調査結果では、各自治体において、償還率向上のための様々な取組が実施されているが、このうち、各自治体が最も効果が高いと考えている取組は、口座自動引き落としによる納付の推進となっている。そのほか、連帯保証人への督促や催告の実施、償還開始前（時）の償還指導等の実施、休日や夜間の催告、債権回収計画の策定が挙げられており、これらを実施している自治体の平均償還率は実施していない自治体よりも高い傾向にある。また、各自治体に対しては、これまで、債権回収計画の策定をお願いしてきたところであるが、策定している自治体は約4割にとどまっていた。

償還金は新たな貸付金の財源となるものであることを踏まえ、各自治体におかれては、他の自治体の取組状況を参考にしつつ、債権回収計画の策定をはじめ債権回収に向けた取組を積極的に実施していただきたい。

（4）相談・支援体制について

① 自治体窓口のワンストップ化の推進について

様々な事情を抱えたひとり親家庭に対し、適切な支援を行うためには、個別のニーズに応じた支援メニューを用意し、それらを適切に組

み合わせて相談・支援を行う必要がある。

一方で、母子・父子自立支援員だけでは相談需要に応じ切れておらず、窓口体制が不十分であるため各種施策が十分に行き渡っていない現状にある。

また、子育てと生計の維持を一人で担うひとり親家庭の親は、相談窓口で相談する機会が得られにくいという現状もある。

このような課題に対応するため、

- ・ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する
- ・児童扶養手当の現況届の時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制を構築する
- ・母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりや、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置、休日・夜間の相談対応を実施する

ための事業（ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業）を実施しているところであり、これらの取組により、ひとり親家庭の相談窓口のワンストップ化を推進していただくようお願いする。

また、令和3年度補正予算において、IT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的として「ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業」を実施しているところであるため、併せてご活用いただきたい。

なお、各自治体での就業支援に当たっては、ハローワーク等の労働関係機関や生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等と十分に連携を図り、ハローワーク等の施策も含め広報等を行い、施策の効果的な実施に努めていただきたい。

② 地域の民間団体や母子生活支援施設の活用等による相談支援事業の強化について

ひとり親家庭は就業率が高く、行政の相談窓口に来所することが困難な場合が多く、また、ひとり親となった事情を行政の窓口相談することに消極的なケースがある。

このため、令和元年度から、ひとり親家庭等生活向上事業を拡充し、新たに、地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談から同行・見

守り支援まで一連の支援を実施する場合の経費への補助を実施している。

さらに、令和2年度からは、ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導、各種支援につなげるための相談等を実施している。

各自治体におかれては、子育て支援を行っている地域の母子・父子福祉団体やNPO法人等と連携し、各種相談会等への出張相談やひとり親家庭の自宅への訪問相談、サービスの申請補助等を行う同行支援や継続的な見守り支援を積極的に実施いただくとともに、母子生活支援施設の機能を十分に活用し、地域のひとり親家庭の相談体制の充実を図っていただきたい。

③ 母子・父子自立支援員の人材確保と資質向上等について

(関連資料4)

ア 母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭等の抱えている問題を把握し、必要かつ適切な助言及び情報提供を行うなど、ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口として重要な役割を担っていることから、その人材確保と資質向上は極めて重要である。

このため、平成26年の法改正では、都道府県及び市等に対して、母子・父子自立支援員を始めとするひとり親家庭等の自立支援に従事する人材の新規確保のための研修や、現に従事している者の更なる資質向上のための研修を行う等の措置を講ずることにより、人材確保や資質向上を図る努力義務が規定されている。

令和2年度より、母子・父子自立支援員等のひとり親家庭の相談に従事する職員の専門性の向上を図る観点から、国、地方自治体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行っているところであり、さらに、令和3年度より、タブレット等を活用した相談対応ツールの整備など、母子・父子自立支援員等の専門性の向上を始めとした相談支援体制の強化を図るに必要な経費の補助を行うこととしている。

各自治体におかれては、国庫補助金を活用いただき、母子・父子自立支援員等のひとり親家庭の相談に従事する職員への研修機会の確保及び専門性の向上に努めていただきたい。

イ 母子・父子自立支援員の人件費については、地方交付税により措置されているところであるが、令和2年度に実施した「母子・父子

自立支援員等による相談支援体制の実態に関する調査研究」報告書によれば、特に非常勤の支援員の給与水準は低く、フルタイムの支援員であってもその給与の平均は年額242.2万円となっている。

これまで非常勤職員として任用されていた支援員については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）（以下「改正法」という。）の施行に伴い、令和2年4月1日より会計年度任用職員として任用されていることと認識しているが、会計年度任用職員については、総務省より通知されているとおり、類似する業務に従事する常勤職員の職務の級の初号俸の給与月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきとされている。

各地方自治体におかれては、改正法の趣旨等を踏まえ、支援員の処遇等についてもご検討いただくようお願いする。

また、支援員が活用できるIT機器の整備や、支援員に対する研修の充実など、総合的な処遇の改善についてもご検討いただくようお願いする。

なお、これらの点について、令和2年度及び3年度の行政改革推進会議の下で実施された「秋のレビュー（秋の年次公開検証）」において、「子供の貧困・シングルペアレンツ問題」をテーマとして議論がなされ、「それぞれの現場における支援を担う人的資源の拡充や雇用の安定化（職員のキャリアアップへの配慮やNPO等の積極的活用を含む。）のための施策を進めていく必要もある。」、「スーパービジョン体制の構築や研修等による支援を行う側の質の向上・キャリアアップを図り、高い意欲と能力を有する者の待遇改善につなげるために実効性のある取組を行うべきである。」等の指摘を受けたところであり、各地方自治体におかれては、上記の趣旨を踏まえ、積極的な検討をお願いする。

また、処遇や配置等の検討に際しては、以下の点についても適切に考慮されたい。

- ・ 会計年度任用職員は、その任期が一会計年度内とされているが、地方公務員の任用における平等取扱いの原則や成績主義の下、同一の者が客観的な能力実証を経て再度任用されることはあり得るものであること。
- ・ 会計年度任用職員の募集に当たっては、任用の回数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募要件に制限を設けることは、平等取扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきものであるとされていること。

ウ 母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条

第1項の規定により、都道府県・市・福祉事務所設置町村においては、その職務を行うに必要な熱意と識見を持っている者のうちから委嘱することとされている。未配置の自治体におかれては、速やかに母子・父子自立支援員の配置に向けた検討を行っていただきたい。

すでに母子・父子自立支援員を配置している自治体におかれては、母子・父子自立支援員に対する研修の実施等により、その人材確保と資質向上に努めていただくとともに、配置が不十分な自治体におかれては、適切な配置をお願いする。

④ ひとり親家庭支援の手引きについて

平成27年12月に決定された「すくすくサポート・プロジェクト」においては、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備することが盛り込まれている。

厚生労働省では同プロジェクトの趣旨に基づき、「ひとり親家庭支援の手引き」等の以下の資料を作成し、平成28年5月12日付け事務連絡により自治体に配布したところである。また、平成30年12月26日付け事務連絡により、相談者がギャンブル依存症等を有する場合の具体的な相談・支援の方法、精神保健福祉センター等の関係機関の機能・役割に関することや連携等の対応方法について盛り込み、周知したところである。

各自治体におかれては、これらの資料について、母子・父子自立支援員、福祉事務所やひとり親家庭支援を行う団体等関係機関に周知いただくとともに、具体的な支援において、積極的に活用されたい。

- ・「ひとり親家庭支援の手引き」
…ひとり親家庭支援担当課職員向けに、ひとり親家庭の支援についてまとめた資料
- ・「共通アセスメントツール」
…相談者への支援に用いる相談記録様式
- ・「ひとり親家庭支援ナビ」
…支援を必要とするひとり親を自治体の相談窓口につなげることを目的としたリーフレット

なお、上記資料については、厚生労働省ホームページからダウンロードすることができるようにしているので、活用していただきたい。
(厚生労働省ホームページ該当アドレス)

(5) 就業支援について（関連資料5, 6）

① 令和4年度予算案における拡充・見直しについて

ア 母子家庭等自立支援給付金事業

ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費負担を軽減するために支給する高等職業訓練促進給付金について、令和3年度に限り実施している対象資格の拡充及び期間の緩和を令和4年度も継続する予定である。また、ひとり親家庭の親が、雇用保険の教育訓練給付の対象となる講座及びこれに準じて地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金について、専門実践教育訓練給付の対象となる講座等を受講する者について上限額を引き上げる予定である。については、ひとり親家庭の母等の就業支援において、これらの制度を活用していただくようお願いする。

イ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について

ひとり親家庭の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職、大学や養成機関等での更なる訓練等を通じたステップアップの可能性を広げるため、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の給付金を受講開始時にも一部支給できるよう改善する予定であるので、ひとり親家庭の母等の就業支援において、これらの制度を活用していただくようお願いする。

② 母子家庭等就業・自立支援事業

ア 母子家庭等就業・自立支援センター事業

本事業については、実施主体となる都道府県、指定都市、中核市のほぼ全てで事業が実施されているが、就業支援事業や養育費支援事業等の各事業内容ごとの実施状況には、各自治体によりばらつきがある。

このため、実施していない事業の活用について検討いただくとともに、実施中の事業についても一層積極的に取り組んでいただくようお願いする。

イ 一般市等就業・自立支援事業

本事業は、ひとり親家庭の親が、できるだけ身近な地域で就業支援を受けられるよう、一般市等を実施主体として、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施可能としているもの

である。

都道府県におかれては、より多くの一般市等において事業が実施されるよう、母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施により培ってきたノウハウを一般市等へ提供するなどその実施を支援するとともに、実施に当たりセンターとの連携を図るなど効果的な実施体制の構築にご協力をお願いしたい。

ウ 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

ひとり親家庭に対する支援施策が、支援を必要とする者に確実に情報が届くよう、SNS等を活用した情報発信を積極的に実施していただくようお願いしたい。

③ 自立支援給付金について

自立支援給付金は、母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立の促進を図ることを目的とする給付金であり、対象者は児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にある者としている。

高等職業訓練促進給付金については、求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法第24条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金等、高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けている場合は、高等職業訓練促進給付金等事業の対象とならないこととしているが、他の給付制度等の利用について確認が不十分だったこと等により、受給者から返還を要する事態や国庫補助金の再確定を要する事態が生じている。

各自治体におかれては、すでに高等職業訓練促進給付金の適正な支給に努めていただいているところであるが、事前相談において職業訓練受講給付金等の利用がある場合には高等職業訓練促進給付金を受給できないことの説明を徹底する等、支給事務の適切な実施について再度点検いただくようお願いしたい。

④ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業に関する特別措置法について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援の協力の要請、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への努力、財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務を規定している。

地方公共団体については、民間事業者に対する就業支援の協力の要請及び母子・父子福祉団体等からの受注機会への増大への努力に関し

て、国の施策に準じて努めることとされているので、引き続き積極的に取り組まれない。

母子・父子福祉団体及びこれに準ずる者が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、地方自治法施行令第167条の2第3項により随意契約によることができるとされている。このため、特別措置法の趣旨も踏まえ、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母等の就業促進についてご協力いただきたい。

また、各自治体やその関連法人等での職員等の雇入れに際しては、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の母等の雇入れの促進に配慮していただきたい。その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体で配慮がなされるようお願いする。

⑤ 「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」について

(関連資料6参照)

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を推進するためには、母子家庭の母・父子家庭の父を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母及び父子家庭の父が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、母子家庭の母・父子家庭の父を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰している。

令和2年度には母子家庭の母等の就業支援に積極的に取り組んでいる4社を表彰したところであるが、同様な取組が推進されるよう、各自治体においても本取組の周知等の協力をお願いしたい。

⑥ 労働関係施策について

ひとり親への就業支援については、ハローワーク等の労働関係機関においても様々な施策が実施されているが、特に以下のアからキまでの事業についてご承知置きいただき、これらの機関と緊密で有機的な連携を確保し、効果的な就業支援が行えるよう配慮されたい。

ア 生活保護受給者等就労自立促進事業

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者や児童扶養手当受給者、生活困窮者等の就労による自立を促進するため、ハローワークと地方自治体の協定等による連携を基盤に、地方自治体へのハローワーク常設窓口の設置や巡回相談等を行うことにより、

ワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、関係機関が一体となった就労支援を推進している。

各自治体におかれては、「児童扶養手当受給者に対する『生活保護受給者等就労自立促進事業』の活用促進について」（平成25年12月10日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡）も参考としつつ、ハローワークに対し、就職支援が必要な児童扶養手当受給者に関する支援要請を積極的に行うなど、都道府県労働局・ハローワークとの連携を一層強化していただくようお願いする。

また、平成27年度からは児童扶養手当受給者の本事業への誘導を行うため、児童扶養手当受給者が地方自治体に現況届を提出する8月に各自治体にご協力いただきながら、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施しているところである。

本キャンペーンについては、来年度も実施を予定しているところであり、臨時相談窓口の設置や児童扶養手当受給者宛の郵送物へのキャンペーンリーフレット等の同封についても、引き続き積極的にご協力いただくようお願いする。

イ マザーズハローワーク事業

ハローワークでは、子育て中の女性等に対する就職支援の充実を図るため、マザーズハローワーク及びマザーズコーナー（令和2-3年度204箇所）を設置し、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談や求職者のニーズを踏まえた求人の確保、地方自治体等との連携による保育サービス関連情報等の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っている。

各自治体におかれては、引き続き、子育て中の女性等の就職支援や保育所、地域の子育て支援サービスに関する各種情報の共有等、「マザーズハローワーク事業」との密接な連携・協力をお願いする。（都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。）

ウ 公共職業訓練

公共職業訓練においては、通常の訓練コースに加え、母子家庭の母等を対象として、①託児サービスを付加した委託訓練、②就職の準備段階として就業に向けた意識付けに重点を置いた講習を行う「準備講習付き職業訓練」、③育児により決まった日時に訓練を受講することが困難な者等を対象としたeラーニングコース、④通常より

短い期間や時間の訓練コースなどを実施している。

これらについては、支援を必要としている方々に情報が行き届くことが重要であることから、各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。

併せて、都道府県におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。また、訓練ニーズに対応した訓練コースが不足している場合は、都道府県の訓練担当部署に情報提供いただきたい。

エ 求職者支援制度

求職者支援制度については、雇用のセーフティネットとして、雇用保険を受給できない方々に対し、無料の職業訓練の実施及び職業訓練の受講を容易にするための給付等を行っており、母子家庭の母等の早期就職の実現に一定の貢献をしている。

母子家庭の母等の再就職が円滑に進むよう、託児サービス支援付きの訓練コースや1日訓練時間数を短く設定した短時間訓練コース（約4時間/日）の他、育児により決まった日時に訓練を受講することが困難な者等を対象としたeラーニングコースなどを実施している。

地方自治体とハローワークの一体的な就労支援の取組の中で、求職者支援制度が母子家庭の母等の就労に資する制度であることをご理解いただき、積極的な周知・利用勧奨をお願いしたい。都道府県におかれては、管内の市等においても周知が図られるよう配慮願いたい。

オ ジョブ・カードの活用促進

ジョブ・カードは、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的に、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用できる制度であり、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき告示により、様式が定められている。引き続きジョブ・カードの積極的な活用を図っていただきたい。

カ 各種雇用関係助成金

ひとり親の自立支援に係る助成金としては、試行的な雇入れを経た安定的就業を支援する制度として「トライアル雇用助成金

(一般トライアルコース)」、就職困難者の雇用をサポートする制度として「特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)」、非正規雇用労働者のキャリアアップを促進する制度として「キャリアアップ助成金」があり、引き続き、活用を促進していく。

なお、ひとり親については、トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)と特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の併用が可能であり、キャリアアップ助成金では、正規雇用労働者へ転換等した場合に、支給額が加算されることとなる。

各自治体におかれては、支給機関である都道府県労働局・ハローワークと連携し、これら各種助成金について企業等に対して周知いただくようお願いする。都道府県におかれては管内の市町村に対しても、連携・周知が図られるよう配慮願いたい。

キ 高等職業訓練促進給付金と雇用保険の「中長期的なキャリア形成支援」との関係について

雇用保険の被保険者である者又は被保険者でなくなってから原則1年以内にある者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を給付する雇用保険の教育訓練給付制度は、一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「一般教育訓練給付金」という。※1)、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「特定一般教育訓練給付金」という。※2)及び専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「専門実践教育訓練給付金」という。※3)の3本立てとなっている。専門実践教育訓練給付金を受給できる者のうち、受講開始時に45歳未満で離職しているなど、一定の条件を満たす場合には、教育訓練支援給付金(※4)が支給される。

※1 一般教育訓練の受講を修了した場合に訓練経費の20%を支給

※2 特定一般教育訓練の受講を終了した場合に訓練経費の40%を支給

※3 専門実践教育訓練の受講を修了等した場合に訓練経費の50%を支給。さらに資格取得等し、受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合、訓練経費の20%を追加支給

※4 基本手当日額の80%を支給(令和3年度末までの暫定措置であるが、対象期間を令和6年度末まで延長する内容を含む法案を国会に提出している。)

各自治体におかれては、ひとり親家庭の親に対して、この旨を伝えるとともに、以下の点についてもお伝えいただくようお願いする。

- ・ 教育訓練給付金の支給を受ける場合でも、高等職業訓練促進給付金の支給は可能であること。
- ・ 教育訓練支援給付金の支給を受ける場合は、高等職業訓練促進給付金は支給できないこと。
- ・ 教育訓練支援給付金と高等職業訓練促進給付金については、各給付金の支給額や支給期間等を確認したうえで、いずれかを選択できること。

また、高等職業訓練促進給付金の申請がある場合には、教育訓練支援給付金等の支給内容について確認するなど、必要な審査を徹底いただくようお願いする。

(6) 子育て・生活支援について（関連資料7参照）

① ひとり親家庭等生活向上事業について

ア ひとり親家庭等生活支援事業の積極的な実施について

ひとり親家庭は、仕事や家事など日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。また、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

このため、ひとり親家庭の親に対し、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行うひとり親家庭等生活支援事業を実施している。特に、ひとり親家庭は経済的に厳しい状況にあることから、家計管理の支援をすることが重要であり、同事業による講習会や個別相談の実施、必要に応じて、生活困窮者自立支援制度の家計相談支援事業へつなぐ等の取組を進めることが重要である。各自治体におかれては、子育て支援を行っている地域の母子・父子福祉団体やNPO法人、母子生活支援施設等と連携し、ひとり親家庭等生活支援事業の積極的な実施をお願いする。

イ 子どもの生活・学習支援事業の積極的な実施について

ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行う「子どもの生活・学習支援事業」を実施している。

各自治体におかれては、引き続き、本事業の積極的な実施をお願いする。

また、生活困窮者自立支援制度における「子どもの学習・生活支援事業」との連携を図ることで、学生ボランティアや会場の確保などを効率的に実施することができると考えられることから、事業の連携についてもご検討いただきたい。

② ひとり親家庭等日常生活支援事業について

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することが出来る環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、又はヘルパーの居宅等において子どもの世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

本事業は、就労と子育てを一手に担うひとり親家庭における、就労と子育ての両立に向けた効果的な支援施策であることから、各自治体におかれては、引き続き、本事業の積極的な実施をお願いする。

③ ひとり親家庭住宅支援資金貸付について

令和3年度より、就業等に向けて意欲的に取り組む児童扶養手当受給者に対して、住居の借りに必要となる資金の償還免除付の無利子貸付を行うこととしている。生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進することにつながるため、都道府県等においては、地域の実情に応じて積極的にご活用いただきたい。

④ 子育て短期支援事業について

ア 子育て短期支援事業の積極的な実施について

本事業は、保護者の疾病、育児疲れや育児不安などの精神上的事由、出張や学校等の公的行事への参加などの社会的事由等により、家庭において一時的に児童を養育できなくなった場合に、児童養護施設等において児童を預かる事業であり、子育てと生計の維持を一人で担うひとり親家庭に対する重要な支援施策の一つである。

市町村におかれては、事業の積極的な実施や事業の周知を図っていただくとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法第28条及び第31条の8に基づき、ひとり親家庭の優先的な利用などの特別の配慮に取り組んでいただきたい。

また、本事業については、令和3年4月1日より里親等に子どもを直接委託して実施することが可能となる。市町村におかれては、本事業を里親に委託することにより、児童養護施設等が近隣にない地域においても本事業を実施できるようになり、地域の子育て支援の資源として里親を活用することができるため、地域の実情に応じ

て、積極的に活用されたい。

なお、里親に子どもを直接委託して本事業を実施する場合は、里親が本事業による子どもの養育を行うことにより、本来の里親委託や一時保護委託に支障をきたすことのないよう、都道府県と市町村において、綿密に連携し対応いただくようお願いする。

さらに、令和3年度補正予算において、安心こども基金を活用し、子育て短期支援事業に係る専用の居室整備・専任人員配置の支援の創設や、保護者が子どもとともに入所・利用する支援の創設等を行うこととしているため、子育て世帯への包括的な支援体制の構築に積極的に取り組んでいただけるよう、格別の配慮をお願いする。

イ 児童虐待防止対策の対応について

子育て短期支援事業については、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)において、孤立した育児によって虐待につながるものがないよう、子育て短期支援事業等の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図ることとしている。

市町村におかれては、潜在的ニーズを含め、必要な受け皿を把握し、確保いただくとともに、本事業が児童虐待防止対策の推進に資することも踏まえ、地域の子育て支援施策として積極的に実施いただくようお願いする。

⑤ 保育所等の優先的利用について

市町村が保育の必要性の認定を受けた子どもの保育所、認定こども園又は地域型保育事業の利用に関して利用調整を行う際や、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等の実施については、ひとり親家庭について母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく特別の配慮が求められているので、各自治体においては、ひとり親家庭の優先的利用などの配慮をしていただけるようお願いする。

(7) 養育費の確保及び面会交流について

① 養育費確保・面会交流のための周知及び相談の実施について

養育費確保や面会交流の実施のためには、まずは、養育費等の重要性に関する当事者の意識を高め、当事者間での取り決めに促すことが重要であり、特に、離婚前において当事者への周知や当事者からの相談に応じることが重要である。

このため、各自治体におかれては、離婚届書の交付窓口において、

離婚届書とあわせて養育費や面会交流の取り決め方法や相談窓口等が記載されたパンフレット等を当事者に交付する等により離婚前の周知に取り組んでいただくようお願いする。なお、周知のためのパンフレット等については、養育費等相談支援センターでも作成しており、ホームページでの掲載や自治体からの求めに応じてパンフレット等を配布しているので、配布を希望する自治体におかれては、養育費等相談支援センターまでご連絡いただきたい。

② 養育費等相談支援センターの積極的な活用について

厚生労働省においては、養育費等相談支援センターを設置し、専門の相談員がひとり親家庭等から直接相談に応じるとともに、養育費や面会交流に関するパンフレットを作成し、制度の周知を図っている。また、養育費等相談支援センターによる地方自治体への支援として母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が受け付けた困難事例への相談対応、相談員の技術向上のための研修、自治体が行う研修への講師派遣も実施している。

各自治体におかれては、養育費等相談支援センターを積極的に活用されるとともに、地域のひとり親家庭等が養育費や面会交流に関する相談がしやすくなるよう、ホームページ等において、養育費等相談支援センターのホームページのURLを掲載するなどの周知も併せてお願いしたい。

また、母子家庭等就業・自立支援事業のメニューの1つである「相談関係職員研修支援事業」により、研修開催経費や研修参加旅費等の一部を補助することとしているので、ご活用していただき、母子・父子自立支援員や養育費専門相談員等の養育費や面会交流の相談担当職員の積極的な研修への参加や各自治体における研修会の実施をお願いしたい。

(参考) 養育費等相談支援センターホームページ

<http://www.youikuhi-soudan.jp/>

③ 母子家庭等就業・自立支援事業について

地方自治体における養育費の支払いや面会交流の実施に関する相談の取組を推進するため、母子家庭等就業・自立支援事業における養育費等支援事業により、養育費の支払いや面会交流の実施に関する相談を実施するための専門の相談員の配置を支援するとともに、弁護士による相談の実施を支援している。

令和3年度からは、SNSによるオンライン相談などアクセスしやすい多様な方法による相談支援を行うとともに、弁護士による相談支

援など専門的な相談支援体制の更なる充実・強化を図ることとしている。

各自治体におかれては、養育費等支援事業を積極的に実施いただくとともに、養育費の確保や面会交流の実施等に関する周知に当たっては、戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口等でもパンフレット等を配布し必要な相談につなぐなど、積極的に周知いただくようお願いする。

なお、養育費等支援事業における弁護士相談等の実施に向けては、厚生労働省から日本弁護士連合会に対して、自治体による養育費等支援事業の実施に対する全国の弁護士会の協力を依頼しており、自治体におかれては、地域の弁護士会と連携を図りながら、事業の積極的な実施をお願いする。

また、面会交流の取り決めがある者を対象に、日程の調整、場所の斡旋、付き添い、アドバイスなどの必要な支援活動を行う面会交流支援事業については、令和元年度における実施自治体数は10自治体と低調である。

各自治体におかれては、離婚後の親子の面会交流を行うことの意義を理解した上で、児童虐待や配偶者間の暴力等に留意しつつ、すでに地域において面会交流に関する支援を行っている団体や個人（以下、「面会交流支援団体等」という。）の活用も含め、事業の実施に向けた検討をお願いしたい。

なお、法務省民事局より、面会交流支援団体等が支援を提供するに当たり、一つの参考となるような指針が示され、法務省ホームページにおいて、掲載希望のあった面会交流支援団体等の一覧が公表されているため、面会交流支援事業を実施する場合や民間団体等に事業実施を委託する場合にはご参照いただくとともに、安全・安心な面会交流の実施の促進に努めていただくようお願いする。

④ 離婚前後親支援モデル事業の実施について

平成28年度全国ひとり親世帯等調査の結果によると、離婚する際の養育費の取り決めをしている割合は、母子世帯が42.9%、父子世帯が20.8%となっており、面会交流の取り決めをしている割合は、母子世帯が24.1%、父子世帯が27.3%となっており、引き続き、養育費や面会交流の取り決めの促進を図ることが必要である。

このため、離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、「親支援講座」の開催や、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業等に対する補助を行う離婚前後親支援モデル事業を実施している。令和3年度からは、公正

証書等による債務名義の作成費補助や、保証会社と養育費の保証契約を締結した際の保証料の補助、戸籍・住民担当部署との連携を強化する取組など、地方自治体が先駆的に実施する取組に対する支援の更なる充実を図っているため、積極的な取組をお願いしたい。

なお、当該事業は、離婚を考える父母についても支援の対象としているため、事業実施に当たっては、支援の対象を離婚後のひとり親家庭に限定することなく、離婚を考える父母に対し、離婚後の子どもの養育や子どもを養育する家庭の生活等について考える機会を提供するなど、ひとり親家庭の子ども及びその家族の福祉の向上が図られるよう、適切な事業実施に努めていただくようお願いする。

また、厚生労働省のホームページにおいて、各自治体が養育費の履行確保等の取組として行っている事例をとりまとめた「養育費の履行確保等に関する取組事例集」を掲載しているため、ご活用いただきたい。

(参考) 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/index.html

⑤ 養育費の確保に向けた戸籍担当部署との更なる連携強化の推進について（令和3年2月5日付事務連絡）

法務省と厚生労働省が連携を図って、令和2年6月に「不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース」を立ち上げ、議論を重ねた。

タスクフォースでは、ひとり親家庭に対する支援において重要な役割を担っている自治体において、戸籍担当部署とひとり親支援担当部署が相互に連携することにより、養育費の確保に資する早期の情報提供や相談支援等に繋げていくことが重要であるとの認識で両省一致した。こうした認識の下、標記事務連絡について発かんしたのでご了知の上、戸籍担当部署との更なる連携強化の推進に努めていただきたい。

⑥ 養育費の算定表について

令和元年12月に、平成30年度司法研究（養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究）の報告が公表され、養育費の算定に係る改定算定表が提案された。

当該算定表は、養育費の取り決めにあたっての有用な目安となると考えられるので、その内容を理解いただき、ひとり親家庭に対する相談業務等に役立てていただきたい。もっとも、最終的な養育費の額は、改定算定表の算定結果のほか、各事案における諸事情を踏まえて定め

られるものであることにご留意いただきたい。

なお、改定算定表については、裁判所ホームページに掲載されているので、ご確認いただきたい。

(参考) 裁判所ホームページ

http://www.courts.go.jp/about/siryo/H30shihou_houkoku/index.html

2. 困難な問題を抱える女性への適切な支援の実施について

(1) 令和4年度予算案における婦人保護関係事業について

(関連資料8, 11参照)

婦人保護事業においては、DV被害、ストーカー被害、性暴力・性被害、人身取引被害、家族関係の破綻や生活困窮等の困難な問題を抱える女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を実施しているところであるが、令和4年度予算案においては、婦人保護事業の運用面の更なる改善を推進するために必要な予算を盛り込んでいるので、各都道府県等におかれては、困難な問題を抱える女性の支援ニーズを踏まえた積極的な事業の実施をお願いする。

① 婦人保護施設措置費等について

婦人保護施設の専門性・ノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員又は心理療法担当職員を配置する。また、婦人保護施設入所者及び婦人相談所一時保護所在所者に係る一般生活費の基準単価を改善し、施設入所者の生活水準の向上を図る。

② 婦人相談員活動強化事業について

婦人相談員について、適切な処遇の確保に向けて、婦人相談員手当に経験年数に応じた加算を設定するとともに、期末手当を支給した場合の加算を新設する。

③ 民間団体支援強化・推進事業について

婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、特色や強みを活かしながら、多様な相談対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組みを推進するため、地方自治体による困難な問題を抱える助成への支援を担うNPO法人等の民間団体の掘り起こしや育成、立ち上げ支援に対する補助事業を創設する。

④ 若年被害女性等支援事業について

自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくい若年女性を対象とした、相談対応の質の向上や、より安全・安心な居場所の提供に向けて、相

談対応職員の研修受講の促進を図るとともに、居場所支援における夜間の適切な支援体制確保のための生活支援員の増員や警備体制の確保、特に配慮を必要とする若年女性を受け入れる場合の個別対応職員の加配等を行う。

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応におけるDV被害者等への適切な支援について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、生活不安やストレスによるDV被害者等の増加、深刻化や、家庭関係の破綻や生活困窮等により住居を失った又は失う恐れのある女性が居場所の確保に窮することとなることが懸念されることから、DV被害者等からの電話や面談等による相談や、家庭から避難したDV被害者等を、婦人相談所一時保護所や民間シェルター等の一時保護委託契約施設において保護する場合は、引き続き、十分な感染防止対策を行った上で、関係機関等とも必要な連携を図りながら、相談対応から保護に至るまでの支援を継続的かつ迅速に実施されるようお願いする。

また、DV被害者等が、婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、民間シェルター等の一時保護委託契約施設に直接来所し、一時保護を求める場合に必要となる対応については、「婦人相談所が行う一時保護の委託について」(平成23年3月31日雇児発0331第20号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によりお示ししているとおおり、被害者の負担軽減を図りつつ、迅速な一時保護委託契約施設における一時保護を開始されるよう重ねてお願いする。

(3) 婦人相談員の配置促進及び適切な処遇の確保について

令和2年4月1日に施行された改正後の児童虐待防止法には、婦人相談員について、児童虐待の早期発見に努める旨が規定されている。令和2年4月1日時点で、婦人相談員を配置している市区は47.9%に留まっていることから、未だ配置していない市区におかれては、DV被害者等へのきめ細かな対応に向けて、早急に配置を進められるとともに、DV対応と児童虐待対応の連携促進を図られたい。加えて、令和4年度予算案では、婦人相談員の適切な処遇の確保に向けて、婦人相談員手当に経験年数に応じた加算を新設するとともに、期末手当を支給した場合の加算を新設することとしているため、婦人相談員を配置する自治体におかれては、婦人相談員が担う役割の必要性、専門性を十分考慮した上で、処遇の確保を図られたい。

また、これまでに実施した「婦人相談員実態把握調査」の結果によれ

ば、国庫補助事業の「婦人相談員活動強化事業」を活用して、一定の研究を修了した婦人相談員に支払われている手当額が国庫補助基準額を満たす割合が約半数に留まっている状況にある。各都道府県等におかれては、婦人相談員が、他施策・他機関と連携・協働し、社会資源をコーディネートしながら、地域での中長期的・継続的な自立支援までの流れを切れ目なく担うソーシャルワーカーとしての業務を担う位置付けにあることを十分に踏まえられた上で、適切な処遇の確保に努められたい。

(4) 婦人保護事業の見直しの検討について

(関連資料9参照)

婦人保護事業については、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会中間まとめ」を踏まえ、売春防止法を根拠とした枠組みから、困難な問題を抱える女性を対象として専門的な支援を包括的に提供する制度への見直しを加速することとしているので、各都道府県等におかれては、御了知いただきたい。

(5) 関係機関等との連携等について

① 児童虐待対応との連携について

DVが起きている家庭では、子どもへの虐待が同時に起きている場合があることから、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を持つ婦人相談所が子どもへの虐待に関する情報や相談を受けた場合には、子どもの安全確保の観点から、一時保護を勧奨し、母子を同時に保護することが望ましい。また、一時保護をする場合は、必ず児童相談所に情報提供し、子どもの心理的ケアなどについて児童相談所と緊密に連携を図りながら、適切な支援を確保するよう徹底をお願いする。

また、一時保護に至らない場合においても、引き続き相談支援を行うとともに、子どもへの対応について児童相談所と適切に連携するよう特段の配慮をお願いする。(「配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等について(平成31年2月28日府共第154号・子発0228第5号内閣府男女共同参画局長・厚生労働省子ども家庭局長連盟通知)参照)

なお、児童虐待対応との連携に際しては、「DV対応・児童虐待対応連携強化事業」(婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター」を配置するための費用を補助するもの。)を積極的に活用いただき、適切な支援体制を確保するようお願いする。

② ギャンブル等依存症対策について

ギャンブル等依存症を有する者への対応においては、精神保健福祉センターや医療機関と連携した上で適切に対応するようお願いする。

(6) いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する対応について

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等については、被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害であるとともに、女性活躍の前提となる安全で安心な暮らしの基盤を揺るがす問題であり、その根絶に取り組む必要がある。

政府においては、関係省庁が連携して対策を実施するため、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議（平成29年3月21日関係府省申合せ）」（以下「対策会議」という。）を設置し、平成29年5月には、対策会議において、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」

（以下「今後の対策」という。）をとりまとめ、被害の防止根絶に向け、取組を推進している。令和3年度においては、「今後の対策」を踏まえて平成29年から毎年4月に実施してきた「アダルトビデオ出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」を発展的に継承し、「若年層の性暴力被害予防月間」として実施したが、本年4月においても昨年同様に必要な取組を集中的に実施することとしている。

各都道府県におかれては、今後の対策の趣旨を踏まえ、引き続き、政府の取組にご協力いただくとともに、それぞれの地域の実情に応じた取組を実施していただくようお願いする。

なお、各都道府県の婦人相談所も主要な相談窓口の一つとされているため、相談に適切に対応していただくとともに、各都道府県等のホームページ等を活用して、いわゆるアダルトビデオ出演強要や「JKビジネス」による性暴力に関する相談を受け付けている旨の周知を引き続きお願いする。

(7) 婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」について

（関連資料10参照）

婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村」は、全国で唯一の長期入所型の婦人保護施設であり、他の婦人保護施設では保護及び自立に向けた支援が極めて困難な者を受け入れている。

本施設は、全国から入所者を受け入れ、長期にわたる生活指導や職業

指導等の自立に向けた支援を行っているので、これまで入所実績のない自治体も含め、同施設の活用についてご検討いただきたい。

ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

令和3年度第1次補正予算額：1.6億円（母子家庭等対策総合支援事業）

背景

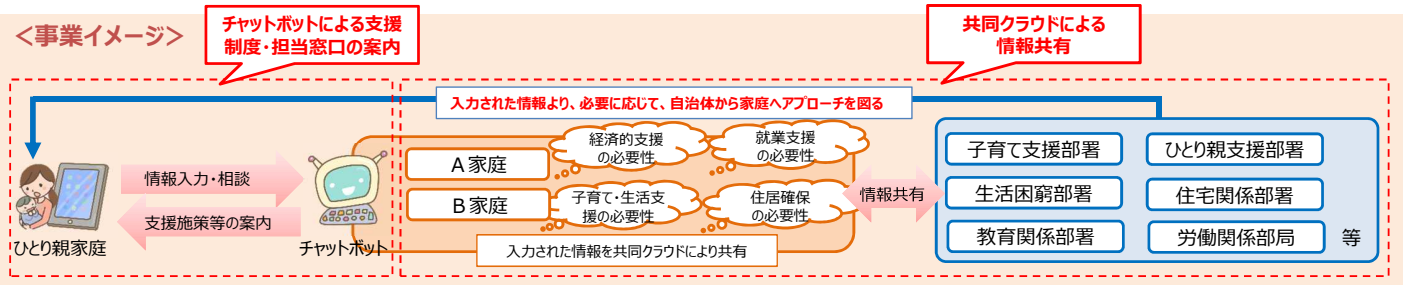
- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができていない**が課題となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**IT機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。

目的

- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。

支援の内容

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



補助単価等

対象	補助率	補助基準額	実施主体
○ ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業を実施する自治体（委託先団体を含む。）	定額 (国10/10相当)	1自治体あたり 80,000千円	都道府県・市・ 福祉事務所設置町村

ひとり親家庭に対する子どもの生活・学習支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援

令和3年度第1次補正予算額：0.5億円（母子家庭等対策総合支援事業）

目的

- ひとり親家庭に対する子どもの生活・学習支援事業において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、マスクの購入や学習室等の消毒等に必要となる経費を補助する。

支援の内容

- マスク等購入費**
感染経路の遮断のため、学習室等で使用するマスク、消毒液等の購入等に必要な費用について補助
(※) 実施場所における感染防止用の備品購入を含む。
- 学習室等の消毒経費**
感染が疑われる者が発生した場合に、施設内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒に必要な費用について補助
- 地方自治体の広報・啓発経費**
事業を利用している子ども等に必要情報が行き渡るよう、感染症予防の広報・啓発経費について補助（例：子ども向けのポスター・パンフレット）
- 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費**
職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）を補助

補助単価等

対象	補助率	補助基準額	実施主体
○ 母子家庭等対策総合支援事業における子どもの生活・学習支援事業を実施する自治体（委託先団体を含む。）	国1/2	1カ所当たり 500千円	都道府県・市町村

■ 事業目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により困窮するひとり親家庭を始めとした要支援世帯の子ども等を対象とした**子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（「中間支援法人」）**を公募し、その取組に要する経費を助成することにより、**子どもの貧困や孤独・孤立への緊急的な支援**を行う。

■ 事業内容

【1】国⇒中間支援法人

■ 子ども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。

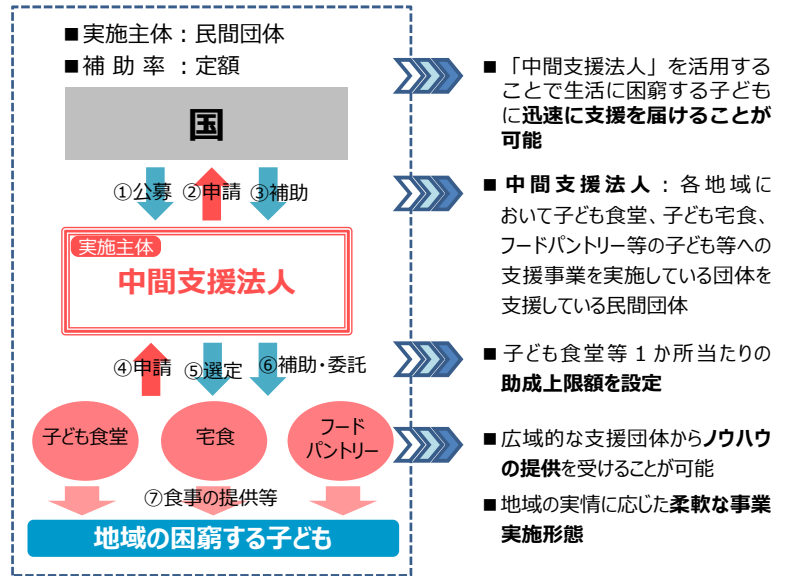
【2】中間支援法人⇒子ども食堂等

- 子ども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。事業実施に必要な費用を助成（上限額を設定）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】子ども食堂等⇒ひとり親家庭等の子ども

■ ひとり親世帯等の子どもに食事の提供等を行う。

■ 支援の流れ



相談支援体制の強化（ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の拡充）

令和4年度予算案：160億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）

背景

- ひとり親家庭等の支援ニーズには、ひとり親家庭になった理由や、年齢、同居家族の状況、就業状況等により**多様なものがあり**、また、DVなど多様な課題を抱えている場合もあるため、こうした個別のニーズに対応できる**支援制度が必要**であるとともに、**それらをひとり親家庭の事情に応じて適切に組み合わせて提案する相談支援が重要**。
- しかし、ひとり親家庭が抱える問題が多様化する中で、相談対応を行う自治体窓口等においては、母子・父子自立支援員へのサポートが少ない、貸付金関連の業務負担が大きく、相談支援業務に割ける時間が少ない、土日や夜間の時間帯に相談対応を行っている自治体が少ない、といった状況にあることから、**相談支援体制を強化するための支援が必要**。

目的

- ひとり親家庭が抱える問題が多様化する中で、専門的な総合相談窓口において、相談者のニーズをワンストップで正確に把握し、一人一人に合った**確かな支援に繋げることを可能とするため**、様々な角度から**相談支援体制の強化を図る**。

支援の内容

- **弁護士・臨床心理士等による相談対応支援**
母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助を行う。
- **補助職員配置支援**
母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。
- **夜間・休日対応支援**
ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

母子・父子自立支援員による相談体制の充実

相談機会の確保・充実

ひとり親支援の総合相談窓口
(福祉事務所設置自治体の相談窓口)
の強化

補助単価等

対象	補助率	補助基準額（案）	実施主体
○ 母子家庭等対策総合支援事業におけるひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業を実施する自治体（委託先団体を含む。）	国 1 / 2	1か所当たり（※休日対応と併せて実施する場合） ・ 弁護士等による相談対応 2,172千円 ・ 補助職員配置 4,366千円 ・ 夜間対応 1,580千円 （・ 休日対応のみ実施する場合 1,835千円）	都道府県・市・福祉事務所設置町村

高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金の拡充

- ◎ ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、訓練中の生活費を支援する高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充・訓練期間の緩和の措置を次年度も継続するとともに、訓練経費を支援する自立支援教育訓練給付金の上限額の引上げを図る。

訓練受講中の生活費支援【高等職業訓練促進給付金】

【支給内容】

月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円） ※修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算

【対象者】

養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること

【令和2年度】

1年以上の訓練を必要とするもので国家資格等の取得の場合のみ

(例) 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等

【令和3年度の特例】

6月以上の訓練を通常必要とする民間資格の取得の場合も新たに給付対象とする

※デジタル分野等の資格や講座

※令和3年度に限り実施している対象資格の拡充及び期間の緩和を、令和4年度も継続

訓練経費の支援【自立支援教育訓練給付金】

【支給内容】

雇用保険の教育訓練給付の対象となる講座等（※）を受講し修了した場合に、訓練経費の一部を支給する。

（※）雇用保険の教育訓練給付の対象となる講座のほか、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定する講座

【現行】

- 上限**20万円**
※専門実践教育訓練給付の対象となる講座の場合、上限は修学年数×20万円

【令和4年度以降】

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定講座を受講する者については、上限額を修学年数×**40万円**に引き上げ

高等職業訓練促進給付金【拡充】

※平成15年度に創設

令和4年度予算案：160億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）

目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

対象者

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
 ※令和3年度に引き続き、1年以上→6月以上に拡充。

対象資格・訓練

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上（※）修業するものについて、地域の実情に応じて定める。《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格等
※令和3年度に引き続き、6月以上の訓練を通常必要とする民間資格の取得の場合も給付対象として拡充。

支給内容

【支給対象期間】 修業する期間（上限4年）

【支給額】 月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）
修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】 国3/4、都道府県等1/4

支給実績《令和元年度》

【総支給件数】 7,348件（全ての修学年次を合計）

【資格取得者数】 2,855人（看護師 1,212人、准看護師 1,016人、保育士 162人、美容師 103人など）

【就職者数】 2,121人（看護師 1,035人、准看護師 603人、保育士 137人、美容師 72人など）

※本給付金のほか、入学時の負担を考慮し、養成機関での訓練修了後に高等職業訓練修了支援給付金(5万円(住民税課税世帯は25,000円))を支給。

自立支援教育訓練給付金【拡充】

※平成15年度に創設

令和4年度予算案：160億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）

目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

対象者

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

対象となる講座

- 実施主体の自治体の長が指定
 - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
 - ③ 都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座

支給内容

1. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
 - ① 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
 - ② 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限**40万円** ※令和4年度より、上限額を引き上げ
 2. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
 - 1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
- ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村 【補助率】国3/4、都道府県等1/4

支給実績《令和元年度》

【支給件数】2,459件 【就職件数】1,992件

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【拡充】

※平成27年度から実施

令和4年度予算案：160億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）

目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

対象者

- ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
 - ① ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること

対象講座

- 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたもの。
ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

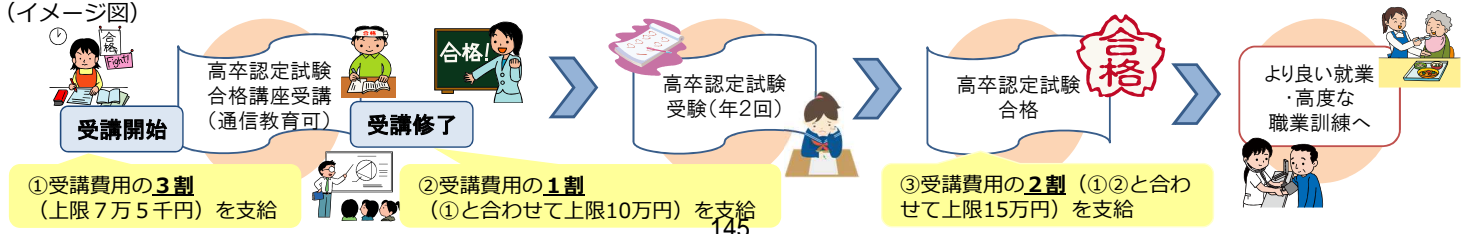
支給内容

- ① 受講開始時給付金：受講費用の3割（上限7万5千円）
※令和4年度より創設
- ② 受講修了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限10万円）
- ③ 合格時給付金：受講費用の2割（①②と合わせて上限15万円）
※③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村
【補助率】国3/4、都道府県等1/4
【R1実施自治体数】325自治体
【R1支給実績】事前相談：195人 支給者数：64人

(イメージ図)



- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うモデル事業を実施する。
- <実施主体> 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）
 <補助率> 国1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村1/2
 <補助単価> 1,500万円

<モデル事業イメージ>

地方自治体



民間団体

<事業の全部又は一部を委託可>

事例集等で事業活用を促進
<https://www.mhlw.go.jp/content/000689472.pdf>

国（厚生労働省）

離婚前後親支援モデル事業（1か所あたり1,500万円）

（1）親支援講座

- ① 親支援講座
養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
- ② 情報提供
親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

（2）養育費の履行確保に資する取組

- ① 戸籍・住民担当部署との連携強化
戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、ひとり親担当部署と連携（離婚届の受け取り時の相談支援のほか、リーフレットや動画教材の作成など）を図る。
- ② 離婚前段階からの支援体制強化
別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。
- ③ 公正証書等による債務名義の作成支援
公正証書等による債務名義を作成を支援する。
- ④ 保証契約支援
保証会社と養育費保証契約を締結するための支援を行う。
- ⑤ 戸籍抄本等の書類取得補助
家庭裁判所の調停申し立てや、裁判に要する添付書類の取得などの支援を行う。
- ⑥ 弁護士等による個別相談支援
弁護士等を配置し、養育費に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
- ⑦ その他先駆的な取組
①～⑥のほか、養育費の履行確保等に資するものとして先駆的な取組



- 子どもの心情の理解
- 離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減
- 同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消
- 養育費や面会交流に関する取り決めに促進
- ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能
- 養育費の履行を確保



児童扶養手当制度の概要

<p>1. 目的 離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る（平成22年8月より父子家庭も対象）。</p>	
<p>2. 支給対象者 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。</p>	
<p>3. 支給要件 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。</p>	
<p>4. 手当額 月額（令和4年4月～） 加算額（児童2人目） （児童3人目以降1人につき）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全部支給：43,070円 ・ 一部支給：43,060円～10,160円 ・ 全部支給：10,170円 ・ 一部支給：10,160円～5,090円 ・ 全部支給：6,100円 ・ 一部支給：6,090円～3,050円 	
<p>5. 所得制限限度額（収入ベース） ※前年の所得に基づき算定。 ・ 全部支給（2人世帯） 160万円 ・ 一部支給（2人世帯） 365万円</p>	<p>6. 支払期月 ・ 1月、3月、5月、7月、9月、11月</p>
<p>7. 受給者数（令和3年3月末現在） 877,702人（母：829,949人、父：43,799人、養育者：3,954人）</p>	
<p>8. 予算額（国庫負担（1/3）分） 令和4年度予算案 1,617.7億円</p>	
<p>9. 手当の支給主体 支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村</p>	
<p>10. 改正経緯 ①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施） ②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施） ③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施） ④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）</p>	

令和2年度福祉資金貸付金の償還率について

① 母子福祉資金貸付金

【都道府県】

区分	令和2年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	33.3	9.5	85.3
2 青森県	48.0	7.8	91.2
3 岩手県	57.5	16.0	91.4
4 宮城県	51.2	17.3	92.6
5 秋田県	57.3	13.9	92.2
6 山形県	49.5	14.1	92.1
7 福島県	48.7	16.4	89.1
8 茨城県	53.7	10.5	96.9
9 栃木県	39.3	11.8	83.2
10 群馬県	43.8	10.0	92.9
11 埼玉県	63.6	11.6	91.9
12 千葉県	42.5	9.4	89.2
13 東京都	28.6	9.7	76.2
14 神奈川県	29.1	9.8	78.6
15 新潟県	66.6	9.5	92.9
16 富山県	46.3	8.4	94.4
17 石川県	41.9	3.6	90.7
18 福井県	47.4	12.1	97.0
19 山梨県	51.2	13.9	95.1
20 長野県	50.1	12.9	93.7
21 岐阜県	68.0	20.7	91.4
22 静岡県	51.8	8.3	89.2
23 愛知県	42.8	9.5	97.4
24 三重県	46.3	9.5	90.9
25 滋賀県	78.3	17.1	95.6
26 京都府	67.3	13.6	94.3
27 大阪府	70.6	22.4	94.3
28 兵庫県	63.8	13.5	94.6
29 奈良県	55.8	6.6	94.8
30 和歌山県	79.4	10.4	97.1
31 鳥取県	67.1	18.4	95.0
32 島根県	50.1	8.5	90.8
33 岡山県	71.2	12.6	95.5
34 広島県	64.2	12.2	96.0
35 山口県	21.5	9.2	91.6
36 徳島県	37.7	9.9	91.0
37 香川県	71.9	13.6	98.8
38 愛媛県	40.1	5.2	91.2
39 高知県	71.8	10.9	97.3
40 福岡県	22.9	10.0	63.8
41 佐賀県	31.9	13.9	95.0
42 長崎県	48.8	11.9	92.6
43 熊本県	69.2	15.5	93.9
44 大分県	39.0	8.8	88.0
45 宮崎県	52.6	16.0	92.4
46 鹿児島県	47.5	14.2	92.7
47 沖縄県	53.6	14.8	90.5

【指定都市】

区分	令和2年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	23.2	9.6	78.8
49 仙台市	33.7	15.5	91.2
50 さいたま市	62.8	11.4	94.6
51 千葉市	45.3	9.2	87.9
52 横浜市	32.0	14.6	89.7
53 川崎市	21.0	6.7	82.1
54 相模原市	40.9	17.1	86.3
55 新潟市	57.7	11.8	92.0
56 静岡市	39.2	11.1	80.6
57 浜松市	80.8	22.3	96.5
58 名古屋	59.2	14.2	90.6
59 京都市	23.8	8.7	86.3
60 大阪市	28.7	7.8	86.7
61 堺市	43.2	8.2	88.1
62 神戸市	44.0	14.4	93.4
63 岡山市	40.1	12.7	91.5
64 広島市	43.5	10.7	89.0
65 北九州市	27.9	4.7	89.0
66 福岡市	16.2	4.8	87.0
67 熊本市	43.3	11.9	90.7

【中核市】

68 旭川市	34.1	13.7	86.0
69 函館市	27.7	12.5	77.1
70 青森市	54.4	15.2	91.0
71 八戸市	52.6	7.7	94.0
72 盛岡市	26.7	6.3	82.8
73 秋田市	49.7	10.8	91.5
74 山形市	36.9	6.9	94.4
75 郡山市	65.0	50.7	84.3
76 いわき市	42.3	10.3	81.5
77 福島市	58.2	21.6	96.3
78 水戸市	29.6	88.6	2.0
79 宇都宮市	38.6	12.0	87.8
80 前橋市	52.7	20.1	96.3
81 高崎市	62.0	7.3	94.2
82 川崎市	70.4	11.2	93.0
83 越谷市	54.9	6.3	88.2
84 川口市	74.9	22.0	92.2
85 船橋市	62.3	17.4	97.5
86 柏市	77.6	26.2	95.7
87 八王子市	54.9	11.9	95.4
88 横須賀市	24.4	10.0	87.5
89 富山市	78.3	12.9	97.3
90 金沢市	41.8	8.6	95.8
91 福井市	30.0	5.0	93.9
92 甲府市	32.0	11.0	79.3
93 長野市	24.1	9.3	80.5
94 岐阜市	61.8	17.3	94.1
95 豊橋市	55.9	7.4	95.7
96 岡崎市	74.6	14.7	98.2
97 豊田市	71.5	19.4	96.7
98 大津市	62.2	10.5	93.9
99 高槻市	57.6	7.3	92.2
100 東大阪市	40.9	6.3	93.1
101 豊中市	61.1	10.4	96.1
102 枚方市	47.2	20.4	94.5
103 八尾市	42.1	4.2	91.1
104 寝屋川市	54.5	7.7	92.5
105 吹田市	77.5	13.9	93.8
106 姫路市	70.0	18.0	97.6
107 西宮市	32.4	12.4	89.1
108 尼崎市	32.2	4.0	93.1
109 明石市	83.7	38.0	100.0
110 奈良市	50.4	24.3	96.1
111 和歌山市	42.8	9.3	89.7
112 鳥取市	53.6	27.1	95.1
113 松江市	45.3	7.2	91.0
114 倉敷市	76.0	32.0	94.8
115 福山市	63.6	13.7	98.5
116 呉市	54.2	12.3	91.2
117 下関市	23.0	7.5	92.2
118 高松市	48.5	12.0	95.5
119 松山市	48.4	13.9	91.0
120 高知市	47.5	13.3	89.8
121 久留米市	26.8	10.4	77.1
122 長崎市	36.4	8.3	90.4
123 佐世保市	49.6	21.9	87.5
124 大分市	35.3	17.2	86.5
125 宮崎市	25.8	5.6	99.8
126 鹿児島市	11.3	5.9	75.7
127 那覇市	46.4	15.3	88.5

令和2年度福祉資金貸付金の償還率について

② 父子福祉資金貸付金

【都道府県】

区分	令和2年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	77.8	17.0	90.9
2 青森県	93.5	0.0	98.0
3 岩手県	89.7	16.1	94.8
4 宮城県	75.4	72.7	75.9
5 秋田県	79.0	40.0	80.3
6 山形県	100.0	-	100.0
7 福島県	98.7	0.0	98.7
8 茨城県	100.0	75.8	92.8
9 栃木県	92.4	69.4	98.5
10 群馬県	100.0	-	100.0
11 埼玉県	68.2	9.0	74.6
12 千葉県	99.1	-	99.1
13 東京都	71.1	30.0	79.5
14 神奈川県	80.0	7.5	91.8
15 新潟県	99.2	0.0	100.0
16 富山県	66.8	4.3	84.3
17 石川県	72.5	4.3	81.6
18 福井県	100.0	-	100.0
19 山梨県	96.5	-	96.5
20 長野県	81.7	32.3	89.1
21 岐阜県	70.8	0.0	82.9
22 静岡県	79.4	12.5	86.9
23 愛知県	100.0	-	100.0
24 三重県	85.5	14.6	93.8
25 滋賀県	96.6	-	96.6
26 京都府	86.1	46.8	92.5
27 大阪府	93.0	70.5	93.8
28 兵庫県	96.4	-	96.4
29 奈良県	89.0	-	89.0
30 和歌山県	100.0	-	100.0
31 鳥取県	100.0	0.0	100.0
32 島根県	84.3	27.1	93.1
33 岡山県	100.0	-	100.0
34 広島県	100.0	-	100.0
35 山口県	92.6	-	92.6
36 徳島県	89.9	-	89.9
37 香川県	100.0	-	100.0
38 愛媛県	91.4	4.1	95.8
39 高知県	100.0	-	100.0
40 福岡県	80.5	25.6	85.8
41 佐賀県	81.1	0.0	88.6
42 長崎県	88.9	-	88.9
43 熊本県	85.2	11.7	92.4
44 大分県	69.5	40.8	75.7
45 宮崎県	95.9	95.1	95.9
46 鹿児島県	91.1	47.1	94.7
47 沖縄県	88.7	31.5	92.5

【指定都市】

区分	令和2年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	70.3	16.2	90.8
49 仙台市	76.7	18.8	92.5
50 さいたま市	100.0	-	100.0
51 千葉市	56.6	10.3	73.5
52 横浜市	88.8	22.2	95.3
53 川崎市	81.4	21.6	89.1
54 相模原市	94.9	56.5	96.0
55 新潟市	94.9	99.8	94.8
56 静岡市	59.4	3.4	84.2
57 浜松市	96.0	38.0	97.2
58 名古屋	73.8	16.8	86.0
59 京都市	93.5	93.9	93.3
60 大阪市	88.4	-	88.4
61 堺市	96.1	-	96.1
62 神戸市	87.0	23.0	90.0
63 岡山市	63.9	22.5	73.9
64 広島市	79.8	9.5	88.1
65 北九州市	33.1	3.5	82.9
66 福岡市	76.9	6.1	89.5
67 熊本市	59.5	33.7	67.2

【中核市】

68 旭川市	86.4	61.6	89.6
69 函館市	65.0	24.6	71.8
70 青森市	58.2	16.8	71.2
71 八戸市	100.0	-	100.0
72 盛岡市	100.0	100.0	-
73 秋田市	100.0	-	100.0
74 山形市	16.3	11.5	18.3
75 郡山市	83.4	100.0	81.6
76 いわき市	33.6	8.6	66.3
77 福島市	-	-	-
78 水戸市	100.0	100.0	-
79 宇都宮市	68.1	36.8	75.4
80 前橋市	100.0	-	100.0
81 高崎市	91.6	100.0	91.4
82 川崎市	70.9	4.3	88.0
83 越谷市	100.0	-	100.0
84 川口市	100.0	-	100.0
85 船橋市	100.0	-	100.0
86 柏市	100.0	-	100.0
87 八王子市	100.0	-	100.0
88 横須賀市	100.0	100.0	100.0
89 富山市	-	-	-
90 金沢市	-	-	-
91 福井市	-	-	-
92 甲府市	100.0	-	100.0
93 長野市	100.0	-	100.0
94 岐阜市	100.0	-	100.0
95 豊橋市	-	-	-
96 岡崎市	37.0	1.0	100.0
97 豊田市	-	-	-
98 大津市	100.0	-	100.0
99 高槻市	100.0	-	100.0
100 東大阪市	100.0	-	100.0
101 豊中市	-	-	-
102 枚方市	0.0	0.0	0.0
103 八尾市	100.0	100.0	100.0
104 寝屋川市	96.4	48.9	99.2
105 吹田市	-	-	-
106 姫路市	100.0	-	100.0
107 西宮市	100.0	-	100.0
108 尼崎市	-	-	-
109 明石市	-	-	-
110 奈良市	-	-	-
111 和歌山市	100.0	-	100.0
112 鳥取市	-	-	-
113 松江市	85.4	53.0	88.5
114 倉敷市	100.0	-	100.0
115 福山市	100.0	-	100.0
116 呉市	83.2	0.0	88.1
117 下関市	15.5	3.6	16.1
118 高松市	-	-	-
119 松山市	45.2	10.8	68.6
120 高知市	98.7	100.0	98.7
121 久留米市	62.8	7.5	73.3
122 長崎市	98.0	0.0	100.0
123 佐世保市	100.0	-	100.0
124 大分市	100.0	-	100.0
125 宮崎市	-	-	-
126 鹿児島市	45.1	16.1	64.9
127 那覇市	91.3	19.9	99.5

令和2年度福祉資金貸付金の償還率について

③ 寡婦福祉資金貸付金

【都道府県】

区分	令和2年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	33.1	8.3	88.2
2 青森県	44.2	7.9	93.4
3 岩手県	56.6	22.8	90.1
4 宮城県	25.2	12.0	80.1
5 秋田県	44.0	11.4	86.1
6 山形県	64.2	11.2	100.0
7 福島県	34.8	13.7	98.6
8 茨城県	47.9	22.6	73.7
9 栃木県	22.3	9.0	76.2
10 群馬県	52.0	6.5	95.7
11 埼玉県	45.8	8.3	88.4
12 千葉県	35.5	6.1	98.4
13 東京都	-	-	-
14 神奈川県	17.8	6.6	85.9
15 新潟県	66.5	3.3	95.9
16 富山県	43.2	4.7	94.1
17 石川県	32.4	5.7	98.3
18 福井県	0.8	2.0	0.0
19 山梨県	44.0	28.5	82.8
20 長野県	26.0	4.2	92.0
21 岐阜県	78.7	2.5	95.7
22 静岡県	47.9	5.0	93.6
23 愛知県	59.4	12.1	100.0
24 三重県	35.4	4.6	85.9
25 滋賀県	84.8	6.4	98.7
26 京都府	49.5	14.1	89.6
27 大阪府	70.2	21.0	96.9
28 兵庫県	36.7	5.7	93.7
29 奈良県	33.5	3.1	89.6
30 和歌山県	61.9	14.7	90.2
31 鳥取県	55.4	18.6	86.3
32 島根県	40.7	13.4	86.5
33 岡山県	74.1	64.9	80.8
34 広島県	58.4	20.9	95.5
35 山口県	4.5	3.0	88.9
36 徳島県	19.9	9.1	79.1
37 香川県	37.8	0.3	97.7
38 愛媛県	21.6	4.1	91.8
39 高知県	91.9	84.2	93.4
40 福岡県	24.1	5.7	72.8
41 佐賀県	23.6	14.4	99.9
42 長崎県	19.3	1.2	100.0
43 熊本県	85.4	13.7	96.1
44 大分県	23.7	7.2	65.0
45 宮崎県	43.8	6.8	97.9
46 鹿児島県	33.6	13.0	96.6
47 沖縄県	37.9	9.9	89.4

【指定都市】

区分	令和2年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	22.0	4.9	87.6
49 仙台市	30.1	11.9	92.5
50 さいたま市	79.2	23.1	94.1
51 千葉市	48.3	12.1	90.4
52 横浜市	29.1	12.8	0.0
53 川崎市	9.9	2.7	90.3
54 相模原市	37.7	14.1	79.0
55 新潟市	71.6	2.5	98.2
56 静岡市	37.6	10.3	80.2
57 浜松市	70.3	13.3	99.2
58 名古屋	64.2	9.5	91.8
59 京都市	23.4	7.3	83.0
60 大阪市	28.3	4.3	89.3
61 堺市	48.9	9.4	91.8
62 神戸市	14.0	4.9	85.9
63 岡山市	19.8	10.2	100.0
64 広島市	37.7	8.8	89.9
65 北九州市	33.8	4.3	94.2
66 福岡市	25.3	4.3	92.6
67 熊本市	63.3	4.9	100.0

【中核市】

68 旭川市	44.1	13.9	90.0
69 函館市	22.1	7.0	74.8
70 青森市	56.9	6.7	90.0
71 八戸市	53.2	3.9	96.6
72 盛岡市	19.8	11.9	61.2
73 秋田市	80.8	14.7	98.3
74 山形市	77.8	77.8	-
75 郡山市	100.0	-	100.0
76 いわき市	35.2	11.2	82.7
77 福島市	24.6	19.0	100.0
78 水戸市	100.0	100.0	-
79 宇都宮市	33.2	8.6	96.1
80 前橋市	3.5	3.5	-
81 高崎市	89.9	0.0	100.0
82 川崎市	42.4	0.0	93.1
83 越谷市	79.8	44.0	89.9
84 川口市	70.8	41.4	84.8
85 船橋市	31.9	6.7	100.0
86 柏市	53.6	26.8	94.3
87 八王子市	-	-	-
88 横須賀市	18.4	5.1	93.7
89 富山市	80.1	51.1	92.8
90 金沢市	28.4	3.6	100.0
91 福井市	-	-	-
92 甲府市	35.3	5.3	97.1
93 長野市	34.8	7.1	79.6
94 岐阜市	82.3	7.8	98.6
95 豊橋市	-	-	-
96 岡崎市	100.0	-	100.0
97 豊田市	100.0	-	100.0
98 大津市	66.5	24.1	100.0
99 高槻市	50.3	9.5	98.8
100 東大阪市	40.1	8.4	89.1
101 豊中市	61.0	4.8	99.1
102 枚方市	97.6	94.1	98.1
103 八尾市	61.0	16.0	78.6
104 寝屋川市	56.9	22.3	85.6
105 吹田市	72.8	2.2	85.1
106 姫路市	93.0	51.2	100.0
107 西宮市	34.8	28.4	100.0
108 尼崎市	39.4	0.0	76.2
109 明石市	100.0	-	100.0
110 奈良市	22.1	3.9	77.0
111 和歌山市	34.9	11.2	81.6
112 鳥取市	61.7	43.8	99.2
113 松江市	38.6	8.1	92.6
114 倉敷市	2.5	2.5	-
115 福山市	45.0	11.7	99.6
116 呉市	44.3	5.7	92.4
117 下関市	4.5	3.2	69.2
118 高松市	34.4	11.1	96.3
119 松山市	25.4	14.9	76.5
120 高知市	39.5	5.6	87.6
121 久留米市	20.3	6.0	92.1
122 長崎市	23.4	4.7	96.1
123 佐世保市	22.1	1.9	100.0
124 大分市	17.3	4.8	98.9
125 宮崎市	3.8	2.5	100.0
126 鹿児島市	6.9	3.6	46.2
127 那覇市	31.6	15.7	61.0

母子・父子自立支援員の設置状況

(令和2年度末)

都道府県	母子・父子自立支援員の人数			市及び福祉事務所設置町村での設置状況		
	都道府県知事による委嘱	市長及び福祉事務所設置 町村長による委嘱	計	市及び福祉事務所 設置町村数 (A)	うち、母子・父子自立支援 員を設置している自治体数 (B)	設置率 (B/A%)
北海道	14	66	80	35	33	94%
青森県	6	6	12	10	4	40%
岩手県	24	9	33	14	4	29%
宮城県	10	38	48	14	3	21%
秋田県	4	17	21	13	13	100%
山形県	8	15	23	13	13	100%
福島県	13	7	20	13	3	23%
茨城県	11	17	28	32	12	38%
栃木県	5	34	39	14	14	100%
群馬県	10	17	27	12	11	92%
埼玉県	23	33	56	40	18	45%
千葉県	21	75	96	37	36	97%
東京都	2	210	212	49	49	100%
神奈川県	6	65	71	19	19	100%
新潟県	9	11	20	20	4	20%
富山県	2	12	14	10	10	100%
石川県	5	14	19	11	11	100%
福井県	3	9	12	9	9	100%
山梨県	7	20	27	13	12	92%
長野県	10	22	32	19	19	100%
岐阜県	9	31	40	21	21	100%
静岡県	8	16	24	23	8	35%
愛知県	8	75	83	38	38	100%
三重県	5	17	22	15	12	80%
滋賀県	3	13	16	13	13	100%
京都府	11	73	84	15	15	100%
大阪府	4	74	78	34	31	91%
兵庫県	9	57	66	29	28	97%
奈良県	5	19	24	13	11	85%
和歌山県	9	8	17	9	6	67%
鳥取県	2	19	21	17	17	100%
島根県	0	29	29	19	19	100%
岡山県	3	30	33	18	15	83%
広島県	0	42	42	23	20	87%
山口県	8	16	24	14	14	100%
徳島県	9	10	19	8	8	100%
香川県	4	10	14	8	8	100%
愛媛県	0	10	10	11	10	91%
高知県	2	4	6	11	2	18%
福岡県	26	64	90	29	19	66%
佐賀県	6	13	19	10	10	100%
長崎県	3	15	18	14	13	93%
熊本県	9	18	27	14	14	100%
大分県	0	21	21	14	13	93%
宮崎県	5	11	16	9	9	100%
鹿児島県	15	10	25	23	3	13%
沖縄県	15	8	23	11	4	36%
合計	371	1,410	1,781	860	678	79%

(資料) 家庭福祉課調べ

(再掲) 指定都市・中核市の母子・父子自立支援員の設置状況

(単位:人)

指定都市	人数
札幌市	19
仙台市	33
さいたま市	3
千葉市	6
横浜市	18
川崎市	9
相模原市	14
新潟市	8
静岡市	7
浜松市	2
名古屋市	22
京都市	53
大阪市	24
堺市	7
神戸市	15
岡山市	8
広島市	8
北九州市	10
福岡市	24
熊本市	2

中核市	人数
旭川市	3
函館市	5
青森市	2
八戸市	2
盛岡市	4
秋田市	2
山形市	3
郡山市	3
いわき市	2
福島市	2
水戸市	2
宇都宮市	4
前橋市	2
高崎市	1
川越市	3
越谷市	3
川口市	3
船橋市	10
柏市	3
八王子市	4
横須賀市	3
富山市	2
金沢市	4
福井市	1
甲府市	2
長野市	2
岐阜市	1
豊橋市	2
岡崎市	2
豊田市	2
大津市	2
高槻市	2
東大阪市	5
豊中市	1
枚方市	2
八尾市	3
寝屋川市	1
吹田市	1
姫路市	4
西宮市	2
尼崎市	2
明石市	2
奈良市	2
和歌山市	1
鳥取市	2
松江市	4
倉敷市	5
福山市	4
呉市	3
下関市	2
高松市	3
松山市	2
高知市	2
久留米市	1
長崎市	2
佐世保市	2
大分市	4
宮崎市	3
鹿児島市	6
那覇市	4

ひとり親家庭の就業支援関係の主な事業

事業名	支援内容
1 ハロワークによる支援 ・マザーズハロワーク事業 ・生活保護受給者等就労自立促進事業 ・職業訓練の実施 ・求職者支援事業 など	子育て中の女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。
2 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (H15年度創設) ・令和元年度自治体実施率：92.8% (116/121) ・相談件数：87,241件 ・就職実人数：3,891人	母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。
3 母子・父子自立支援プログラム策定事業 (H17年度創設) ・令和元年度自治体実施率：64.2% (582/907) ・プログラム策定数：5,041件	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハロワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
4 自立支援教育訓練給付金 (H15年度創設) ・令和元年度自治体実施率：92.9% (843/907) ・支給件数：2,459件 ・就職件数：1,992件	地方公共団体が指定する教育訓練講座（雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など）を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に、対象講座の受講料の6割相当額（上限、修学年数×20万円、最大80万円）を支給する。
5 高等職業訓練促進給付金 (H15年度創設) ・令和元年度自治体実施率：95.1% (863/907) ・総支給件数：7,348件（全ての修学年次を合計） ・資格取得者数：2,855人 （看護師 1,212人、准看護師 1,016人、保育士 162人、美容師 103人等） ・就職者数：2,121人 （看護師 1,035人、准看護師 603人、保育士 137人、美容師 72人等）	看護師など、経済的自立に効果的な資格を取得するため1年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金（月額10万円（住民税課税世帯は月額7万500円）、上限4年、課程修了までの最後の12か月は4万円加算）を支給する。
6 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (H27年度創設（補正）) ・貸付件数 入学準備金：1,290件 就職準備金：889件	高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金（入学準備金50万円、就職準備金20万円）を貸し付ける。
7 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (H27年度創設) ・令和元年度自治体実施率：35.8% (325/907) ・事前相談：195件 支給件数：64件 （※）125自治体（都道府県、政令市、中核市の合計）、907自治体（都道府県、市、福祉事務所設置町村の合計）	ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部（最大6割、上限15万円）を支給する。

はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰

ひとり親家庭を応援！

就業支援に積極的に取り組む企業・団体を募集し、表彰します。

募集期間：令和3年12月1日（水）～令和4年1月31日（月）

厚生労働省では、ひとり親家庭に対する自立支援の一環として、母子家庭の母、父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を対象に「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」を実施しています（平成18年～）。

母子家庭の母、父子家庭の父は、子育てと仕事の両立が難しいなどの理由から、就業が困難な状況にあります。この表彰は、雇用する企業側に働きかけることで、母子家庭の母、父子家庭の父が働きやすい環境整備などの取組を促進するとともに、ひとり親家庭支援の社会的機運を高めることを目的とするものです。

受賞企業・団体の発表は、令和4年3月の予定です。

たくさんのご応募をお待ちしております。

募 集 要 項

【募集対象】 下の（1）又は（2）の項目のすべてに当てはまる企業や団体を対象に表彰します。

- （1）母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親家庭の親」という。）の就業支援に積極的に取り組んでいる企業・団体
- ①ひとり親家庭の親の就業促進について理解があること
 - ②ひとり親家庭の親が継続的に就業可能となっているなど、職場環境が良好であること
 - ③ひとり親家庭の親を相当数雇用していること
 - ④重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
 - ⑤過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと
- （2）母子・父子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っている企業・団体
- ①母子・父子福祉団体又はひとり親家庭の親に対する年間発注割合が一定以上であること
 - ②重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
 - ③過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと

【募集期間】 令和3年12月1日（水）～令和4年1月31日（月）まで

【応募方法】 応募用紙※に必要事項を記入の上、「厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室」宛てにメール、FAX、又は郵送（当日消印有効）してください。

※ 応募用紙（公募用）は、厚生労働省ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。

【お問合せ】 厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-5253-1111（内線4888） FAX：03-3595-2663

HP：右のQRコードからアクセスできます。

ホームページはこちら→



ひとり親家庭の子育て・生活支援関係の主な事業

事業名	支援内容	実績等
母子・父子自立支援員による相談・支援	ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。	(勤務場所) 原則、福祉事務所 (配置状況) 1,781人 (常勤)513人 非常勤1,268人 (相談件数) 692,055件
ひとり親家庭等日常生活支援事業	修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等を行う。	(派遣延件数) 34,580件
ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等生活支援事業	(相談延件数) 29,098件
	相談支援事業	(相談延件数) 29,098件
	家計管理・生活支援講習会等事業	(受講延件数) 9,836件
	学習支援事業	(利用延件数) 9件
	情報交換事業	(開催回数) 286回
短期施設利用相談支援事業	母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般等に関する相談や助言の実施、ひとり親家庭の状況に応じた各種支援の情報提供、必要に応じて施設入所に関する福祉事務所等関係機関との連絡・調整を行う。	※令和2年度新設
子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。	(利用延人数) 285,370人
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。	施設数：217か所 定員：4,533世帯 現員：3,266世帯
子育て短期支援事業	児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業。	ショートステイ実施：882箇所 トワイライトステイ実施：475箇所
ひとり親家庭住宅支援資金貸付	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付を行う。	※令和3年度新設

(注) 母子・父子自立支援員、母子生活支援施設：令和2年度末現在
子育て短期支援事業、ひとり親家庭等日常生活向上事業：令和元年度実績

婦人保護事業関係 令和4年度予算案の概要

令和3年度予算額
236億円の内数

→

令和4年度予算案
238億円の内数

1. 婦人相談所における支援（婦人相談所運営費負担金）

16百万円

- **婦人相談所活動費**
 - ・婦人相談所から要保護女性等を婦人保護施設、病院等へ移送する際の旅費及び連絡・調整等に要する経費を補助する。
- **外国人婦女子緊急一時保護経費**
 - ・外国人のDV被害者等を保護した際の通訳雇い上げに伴う費用や関係機関との連絡に必要な経費等を補助する。
- **婦人相談所における広域措置の実施**
 - ・他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等を他の都道府県の婦人相談所等へ移送するために必要な旅費等を補助する。
- **相談・一時保護同伴児童経費**
 - ・DV被害者等に同伴する児童のための保育の備品等を整備し、相談及び一時保護の環境を整える。

2. 婦人相談所における一時保護、婦人保護施設における自立支援

婦人保護事業費負担金
婦人保護事業費補助金

26億円

- **婦人相談所における一時保護の実施**
 - ・職員の人件費、入所者の食費などの生活費、施設の維持・管理費を補助する。
 - ・同伴児童が適切に教育を受けられるよう、学習指導員※を配置するとともに、教材等の整備に必要な経費を補助
 - ・一時保護委託先の同伴児童が小・中学校等に安全・安心に通学できるよう、生活支援員※による通学への同行に必要な旅費等を補助する。
 - ※学習指導員、生活支援員の配置に係る経費については、児童虐待・DV対策等総合支援事業で予算措置
- **婦人相談所が一時保護委託するための経費**
 - ・DV被害者等の状況に応じて、婦人相談所が民間シェルター等の適切な委託契約施設へ一時保護を委託し、自立に向けた支援を行う。
- **婦人保護施設における保護・自立支援に必要な経費【拡充】**
 - ・職員の人件費、入所者の食費などの生活費、就職活動のための旅費、施設の維持・管理費を補助する。
 - ・婦人保護施設入所者等に係る一般生活費の基準単価を改善し、施設入所者等の生活水準の向上を図る。
 - ・様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応するため、個別対応職員の配置に要する費用を補助する。
 - ・同伴児童が適切に教育を受けられるよう、学習指導員を配置するとともに、教材等の整備に必要な経費を補助する。
 - ・同伴児童が小・中学校等に安全・安心に通学できるよう、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等を補助する。
- **心理療法担当職員の配置【拡充】、民間団体支援専門員の配置【新規】**
 - ・婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV被害者及び同伴家族の心理的ケアの支援を図る。
 - ・婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員又は心理療法担当職員を配置する。
- **同伴児童のケアを行う指導員の配置**
 - ・婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に、同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。
- **夜間警備体制強化事業**
 - ・配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図るため、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の夜間警備体制を強化する。
- **婦人保護施設入所者の地域生活移行支援**
 - ・賃貸物件を活用して地域生活移行支援を実施する場合に、建物の賃貸料の一部を措置費に算定する。
- **婦人保護施設における同伴児童の入進学支度金の支給**
 - ・婦人保護施設における同伴児童が、小学校、中学校、又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金を支給する。

1

3. 婦人相談員活動支援、DV被害者等支援、官・民協働の強化（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

212億円の内数

- **婦人相談員活動強化事業【拡充】**
 - ・婦人相談員に対して、経験年数に応じた加算を設定した上で手当を支給するとともに、期末手当を支給し、適切な処遇を確保する。
 - ・婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費等を補助する。
- **婦人保護啓発活動事業**
 - ・婦人相談所等が、地域住民に対して要保護女子の保護更生及び暴力被害女性の保護についての確かな理解と密接な協力が得られるよう婦人相談所、関係機関、協力機関と連携して、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を実施する。
- **婦人保護施設退所者自立生活援助事業**
 - ・婦人保護施設に生活援助指導員を配置し、対象者の来所等への対応、対象者の職場や居住へ訪問、集いの場を提供する方法により、相談、指導等の援助に当たる。
- **休日夜間電話相談事業**
 - ・婦人相談所に婦人保護事業に精通した婦人相談員経験者等による相談等を対応する協力員を配置し、土日祝日を含め24時間対応が可能となるよう支援体制を確保する。
- **配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業**
 - ・婦人相談所と関係機関等との連絡会議やケース会議を開催し、連携の強化を図る。
- **婦人相談所等職員への専門研修事業**
 - ・婦人相談所職員や婦人相談員等、直接被害者から相談を受ける職員に対し、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための必要な研修を実施する。（年3回）
- **専門通訳者養成研修事業**
 - ・人身取引及びDVに関する専門的な知識を持った通訳者の養成研修を実施し、人身取引被害者や外国人DV被害者への適切な支援を確保する。
- **法的対応機能強化事業**
 - ・婦人相談所において、DV被害者等からの離婚問題、生活破綻、在留資格等についての相談等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う。
- **婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業**
 - ・様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応するため、個別対応職員の配置に要する費用を補助する。
- **婦人相談所SNS等相談支援事業**
 - ・若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費を補助する。
- **地域生活移行支援事業（ステップハウス）**
 - ・婦人保護施設において、施設入所者が施設を退所する前の一定期間、施設本体から離れ、施設付近の住宅において生活することで、地域生活等を体験するための支援を行う。
- **DV対応・児童虐待対応連携強化事業**
 - ・婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、「児童虐待防止対応コーディネーター」を配置し、児童虐待対応との連携強化を図る。
- **DV被害者等自立生活援助事業**
 - ・一時保護解除後のDV等被害女性が、地域で自立し、定着するための支援を実施し、自立支援を促進する。
- **困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業**
 - ・婦人相談員を配置している市区単位で、婦人相談所等の都道府県の機関や市区の関係機関、民間団体の参画による横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）の構築・運営に要する費用を補助する。
- **民間団体支援強化・推進事業【新規】**
 - ・地方自治体が、多様な相談対応や自立に向けた支援を展開するNPO法人等を育成し、官・民の協働による困難な問題を抱える女性への支援を推進する。
- **若年被害女性等支援事業【拡充】**
 - ・相談対応の質の向上や、より安全・安心な居場所の提供等に向けて、事業受託団体における相談対応職員の研修受講の促進、特に配慮を要する若年女性を受け入れる場合の個別対応職員の加配等を行う。

婦人保護事業(困難な問題を抱える女性への支援)に関する令和4年度予算案の全体像

令和4年度予算案：26億円(婦人保護事業費)

令和4年度予算案：212億円の内数(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

令和4年度予算案においては、女性を抱える困難な問題の多様化・複合化、複雑化等に対応するための婦人保護事業の見直しに係る新法制定の動きを踏まえ、以下の取組みに関する新規・拡充予算を計上。

1. 婦人保護施設措置費

婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員又は心理療法担当職員を配置する。また、婦人保護施設入所者等に係る一般生活費の基準単価を改善し、施設入所者等の生活水準の向上を図る。

2. 児童虐待・DV対策等総合支援事業

① 婦人相談員活動強化事業

関係機関や他制度に基づく支援との連携や調整等において中核的な役割を担う婦人相談員に対して、経験年数に応じた加算を設定した上で手当を支給するとともに、期末手当を支給し、適切な処遇を確保する。

② 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業

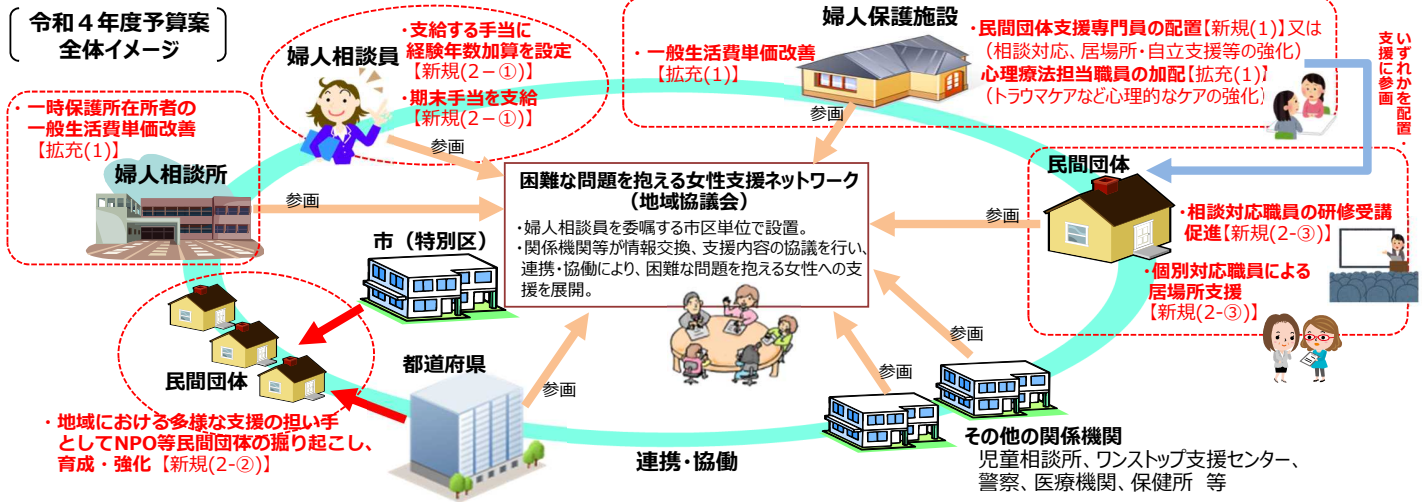
前年度同様で継続実施。

③ 民間団体支援強化・推進事業【新規】

地方自治体が、多様な相談対応や自立に向けた支援を展開するNPO法人等を育成し、官・民の協働による困難な問題を抱える女性への支援を推進する。

④ 若年被害女性等支援事業

相談対応の質の向上や、より安全・安心な居場所の提供等に向けて、事業受託団体における相談対応職員の研修受講の促進、特に配慮を要する若年女性を受け入れる場合の個別対応職員の加配等を行う。



婦人保護施設措置費【拡充】

	(令和3年度予算)	(令和4年度予算案)
	23億円	→ 26億円
(婦人保護事業費負担金)	9億円	→ 10億円
(婦人保護事業費補助金)	13億円	→ 16億円

(事業内容)

婦人相談所が、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有する者等を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用や、婦人保護施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が補助するもの。

(実施主体) 都道府県・婦人相談所を設置している指定都市

(補助率) 国5/10(都道府県・婦人相談所を設置している指定都市5/10)

<令和4年度予算案における拡充内容>

婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員又は心理療法担当職員を配置する。また、入所者に係る一般生活費の単価を引き上げる。

① 民間団体との連携体制強化加算(新設)

婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体と連携した支援体制を強化するため、婦人保護施設に、以下のいずれかを配置した場合に加算する。

ア 民間団体支援専門員

民間団体によるアウトリーチからの相談対応、居場所の提供、自立支援などの支援機能の総合的な強化に向けた指導・助言や、実際の支援への参画による実践的指導を担当する。

イ 連携強化のための心理療法担当職員

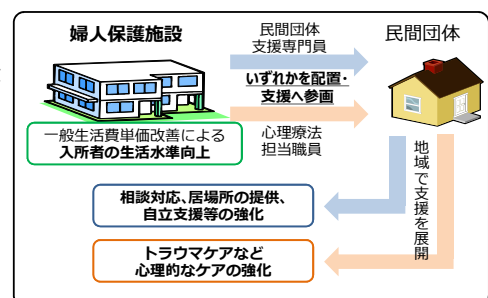
性被害によりもたらされたトラウマや、精神疾患を抱えた者など、心理的なケアにおいて特に配慮を必要とする者に係る民間団体による支援を強化するための指導・助言や、民間団体における実際の支援現場で実践的な指導を行う。

② 一般生活費に係る基準単価の改善

婦人保護施設入所者及び婦人相談所一時保護所在者に係る一般生活費の単価を改善し、施設入所者等の生活水準の向上を図る。

<基準単価>

- ・要保護女子等分：月額 59,300円 → **71,460円**
- ・乳児分：月額 41,600円 → 60,390円
- ・幼児分：月額 46,800円 → 60,390円



婦人相談員活動強化事業【拡充】

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

<令和4年度予算（案）における拡充内容>

婦人相談員について、適切な処遇の確保に向けて、婦人相談員手当に経験年数に応じた加算を新設するとともに、**期末手当を支給した場合の加算（手当月額の2.55月分）を新設**する。

◆経験年数5年目（研修修了者）の婦人相談員における処遇改善例

年収ベース：237.2万円 → 303.9万円（66.6万円増）

（月額ベース：197,700円 → 211,200円（13,500円増））

<経験年数に応じた加算（新規）>

- 経験年数3～9年の者
研修修了者：月額4,500円 ×（経験年数－2年）を加算
研修未修了者：月額3,500円 ×（経験年数－2年）を加算
- 経験年数10年以上の者
研修修了者：月額45,000円（＝4,500円 × 10年）を加算
研修未修了者：月額35,000円（＝3,500円 × 10年）を加算

<期末手当加算（新規）>

1人あたり年額（手当基本額の2.55か月分）

研修修了者：年額504,130円、研修未修了者：年額392,440円

（事業の内容）

婦人相談員について、一定の研修を終了した場合に、勤務実態に応じた手当を支給するとともに、調査・指導のための旅費等を補助する。また、婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

<手当基準額> 研修修了者：月額197,700円、研修未修了者：月額153,900円

（実施主体） 都道府県・市

（補助率） 国5／10（都道府県・市5／10）

5

婦人保護施設退所者自立生活援助事業

R4 予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

- 婦人保護施設に生活援助指導員を配置し、対象者の来所等への対応、対象者の職場や居住へ訪問、集いの場を提供するなどの方法により、相談、指導等の援助に当たる。

【事業内容】 婦人保護施設を退所した女性が、地域社会で安定した自立生活が継続して送られるように支援する。

【実施主体】 都道府県 ※民間団体等への事業委託を可能とする。

【対象施設】 退所者のうち支援を希望する女性が5名以上いる婦人保護施設

【事業内容】

- ・ 訪問指導等による日常生活に対応する援助（食生活、健康管理、金銭管理等）
- ・ 地域及び職場での対人関係の調整等
- ・ 関係機関等への同行支援
- ・ 集いの場提供支援（拡充）
- ・ その他社会生活における相談、余暇指導等

【補助率】 国1／2、都道府県1／2

【補助基準額】

- ・ 対象者5人以上10人未満 1施設当たり 930千円
- ・ 対象者10人 1施設当たり 1,859千円
- ・ 10人を超えた対象者1人につき154,600円を乗じて加算
- ・ 集いの場提供支援 1施設当たり 425千円

概要

- 婦人相談所に婦人保護事業に精通した婦人相談員経験者等による相談等に対応する協力員を配置し、24時間の対応を実施する。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置する指定都市
※民間団体等への事業委託を可能とする。

【実施内容】 ①各婦人相談所の通常の開所時間外の時間帯に行われる相談等に対応する協力員を時間外に配置する。
②各婦人相談所が閉所している土日祝日に行われる相談等に対応する協力員を配置する。

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置する指定都市 1 / 2

【補助基準額】

①平日夜間

- a) 18:00~20:00 月額 37,450円
- b) 18:00~22:00 月額 74,900円
- c) 18:00~ 9:00 月額 599,260円

②土日祝日

- a) 9:00~18:00 月額 139,490円
- b) 18:00~20:00 月額 17,430円
- c) 18:00~22:00 月額 34,870円
- d) 18:00~ 9:00 月額 278,980円

婦人相談所等職員への専門研修事業

概要

- DV被害女性等の人権や特性、通信機器の性能等に関する理解を深めるために専門研修を行う。

【実施主体】 都道府県、婦人相談員を設置する市

【実施内容】 DV被害や性暴力被害等に精通した司法、医療、心理等の学識経験者や通信機器に精通した有識者等を講師として招聘し、被害者の人権への配慮やDV被害等の特性や通信機器の性能等に関する理解を深めるための研修を実施する。

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談員を設置する市 1 / 2

【補助基準額】

- ・研修を年1回開催する場合 年額 87,070円
- ・研修を年2回開催する場合 年額 174,140円
- ・研修を年3回開催する場合 年額 261,210円

婦人相談所SNS等相談支援事業

R4 予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

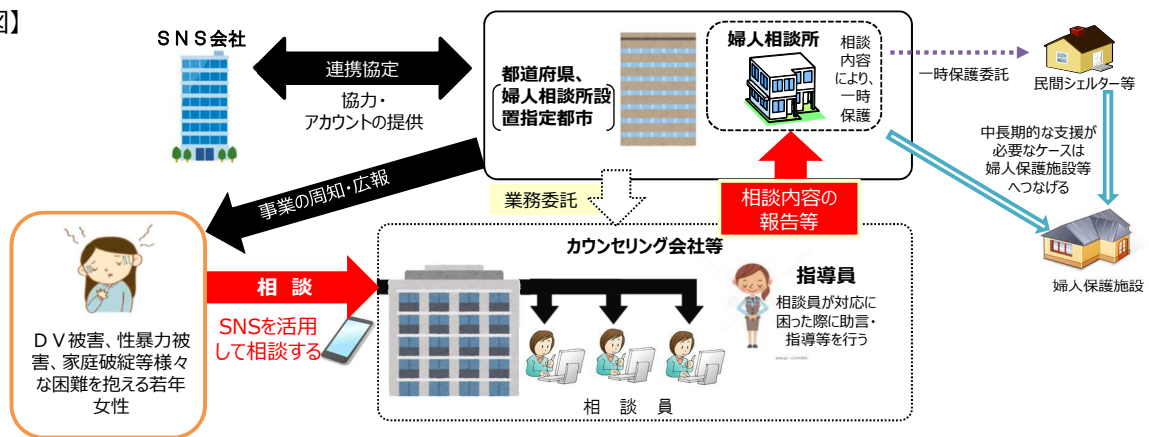
- 婦人保護事業では、従来、婦人相談所等において電話相談から始まり、来所相談、一時保護等の支援につなげているところであるが、近年、若年層を中心にSNSがコミュニケーション手段の中心となっている実態を踏まえ、婦人相談所にSNSを活用した相談体制を導入し、それを入り口として、若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費への補助を行う。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置している指定都市 ※民間団体等へ業務委託可

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 1 / 2

【補助基準額】 1自治体当たり 39,862千円

【イメージ図】



9

地域生活移行支援事業（ステップハウス）

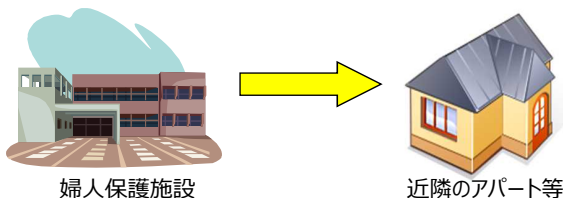
R4 予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

- 婦人保護施設において、施設入所者が施設を退所する前の一定期間、施設本体から離れ、施設付近の住宅において生活することで、地域生活等を体験するための支援を行う。

《ステップハウス》

婦人保護施設において、施設入所者が施設を退所する前の一定期間、施設本体から離れ、施設付近の住宅において生活することで、地域生活等を体験するための支援を行う。



- ・施設と近距離にあるアパート等で実施
- ・新たに生活支援員を配置し、生活資金の自己管理の訓練や見守り支援を実施
- ・利用者や婦人相談所との十分な協議
- ・日常生活に必要な設備、保健衛生・安全に配慮
- ・生命や身体の安全の確保への配慮

【実施主体】 都道府県

【補助率】 国 1 / 2、都道府県 1 / 2

【補助基準額】 1施設当たり 563千円

※利用者については、本体施設の入所者と同様に措置費の支弁が可能

※賃貸物件を活用して実施する場合に、物件の賃貸料の一部を婦人保護事業費補助金にて補助

DV対応・児童虐待対応連携強化事業

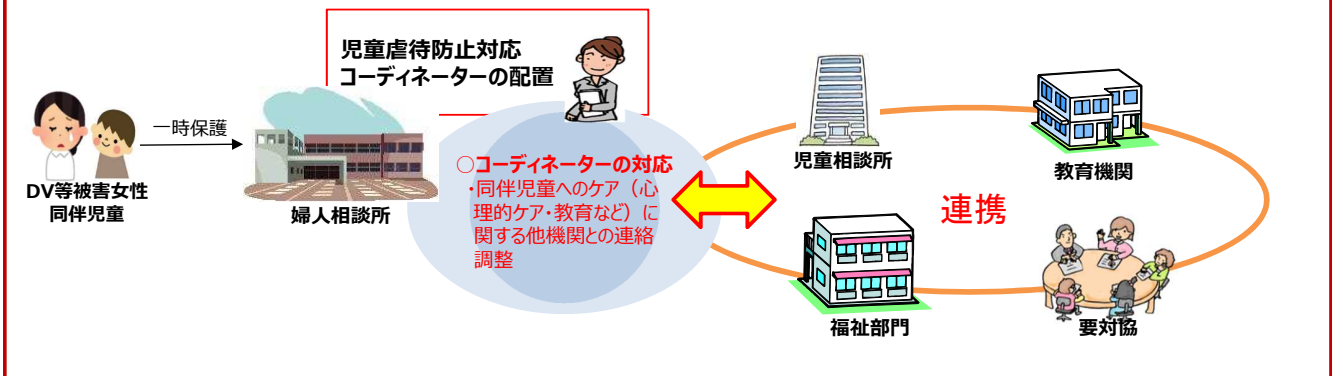
R4 予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

- 婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所、教育機関、福祉部門及び要保護児童対策地域協議会等の関係団体と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター」を配置し、児童虐待対応との連携強化を図る。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置している指定都市
 【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 1 / 2
 【補助基準額】 1か所当たり6,251千円

【事業イメージ】



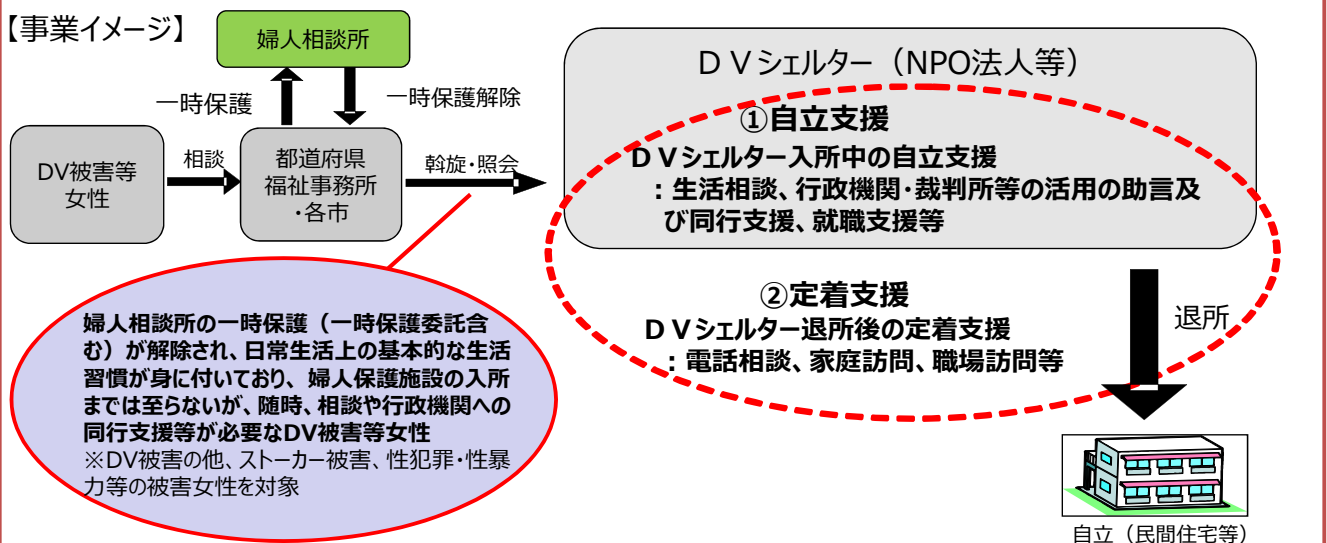
DV被害者等自立生活援助事業

R4 予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

- 一時保護所退所後のDV等被害女性が、地域で自立し定着するための支援を行う。

【事業イメージ】



【実施主体】 都道府県・市
 【補助率】 国 1 / 2、都道府県・市 1 / 2
 【補助基準額】 1か所当たり 4,552千円

困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

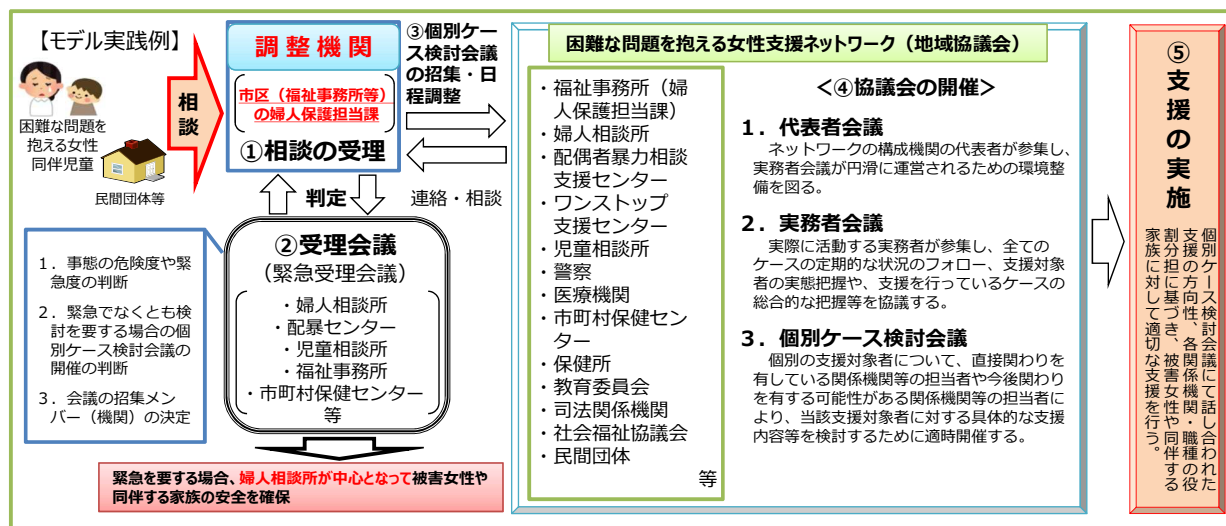
<事業内容>

○ 様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供するため、試行的な取組として、婦人相談員を設置している市区単位で、婦人相談所等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）をモデル的に構築・運営する。

【実施主体】 婦人相談員を設置している市（特別区含む）

【補助基準額】 1自治体当たり 8,673千円（R3:8,519千円）

【補助率】 国：定額（10／10相当）



13

民間団体支援強化・推進事業【新規】

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

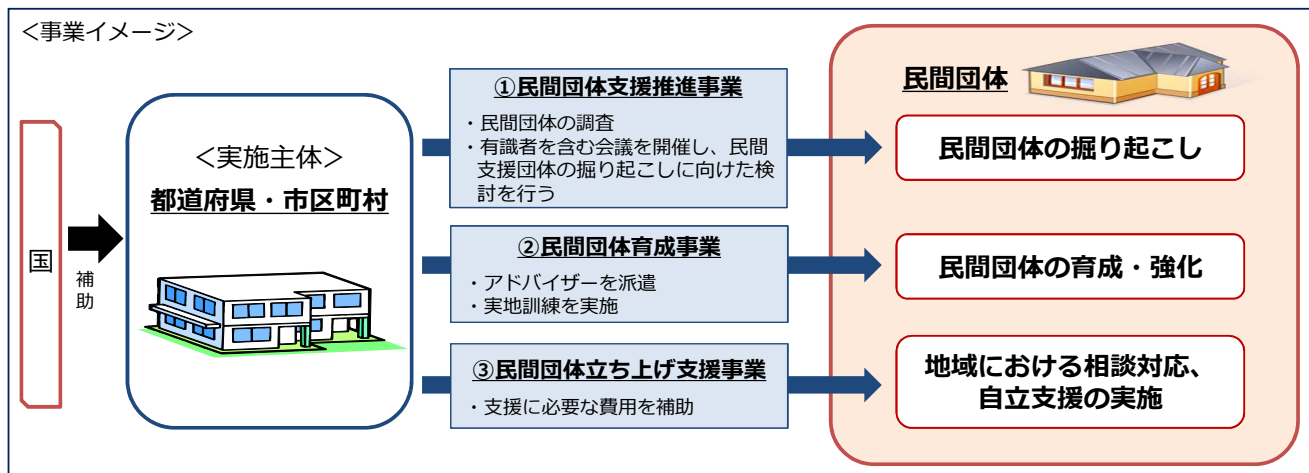
<事業内容>

女性が抱える困難な問題において、多様化・複合化、複雑化が見られる現在の状況に対応するため、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、特色や強みを活かしながら、多様な相談への対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組を推進するための自治体に対する補助事業を創設する。

- ①民間団体支援推進事業：困難な問題を抱える女性への支援を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、民間支援団体を掘り起こすための検討を行う。
- ②民間団体育成事業：都道府県等が、困難な問題を抱える女性への支援を担うことができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練、その他民間団体の育成に資する取組を行う。
- ③民間団体立ち上げ支援事業：困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体が行う相談対応や自立支援の取組に対する立ち上げ支援を行う。

<実施主体> 都道府県・市区町村 <補助率> 国1/2、実施主体1/2 <補助基準額> 1自治体当たり 11,385千円

<事業イメージ>



若年被害女性等支援事業【拡充】

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

<事業内容>

様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立を推進する。

「①アウトリーチ支援」及び「②関係機関連携会議の設置」を必須とし、「③居場所の確保」及び「④自立支援」は対象者のニーズ等に応じて実施する。

<令和4年度予算案の内容>

①アウトリーチ支援：相談対応職員の相談技能向上に向けた研修受講機会を確保するための代替職員雇上げ費用を新たに支援する。

②関係機関連携会議：行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。

③居場所の確保：夜間における適切な支援体制確保のための生活支援員の増員、警備体制の確保、特に配慮を必要とする若年女性を受け入れるための個別対応職員の新たな配置を行う。

④自立支援：自立に向けた支援の適切な実施に必要な支援員の増員を行う。

<実施主体> 都道府県・市・特別区 <補助率> 国 1/2、実施主体 1/2

<1か所当たりの補助基準額> 45,634千円（R3補助基準額 26,743千円）（①～④全て実施）

<事業イメージ>



困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 中間まとめ＜概要＞

第1 婦人保護事業の現状と課題

- 婦人保護事業は、昭和31年制定の売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足したが、その後支援ニーズは多様化。
- 事業開始当初は想定されなかった、性暴力・性被害に遭った10代の女性への支援や、近年では、A V出演強要、J Kビジネス問題への対応が必要。

第2 婦人保護事業の運用面における見直し

- 婦人保護事業の運用面について、他法他施策優先の取扱いの見直しや、一時保護委託の対象拡大と積極的活用など、10項目の運用面の改善を行うこととされている。

第3 婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方

- (1) 困難な問題を抱える女性を支援する制度の必要性
 - 性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度が必要。
- (2) 新たな枠組みの必要性
 - 女性が抱える困難な問題は、売春防止法を根拠とした従来の枠組みでの対応は限界。法制度上も売春防止法ではなく、新たな枠組みの構築が必要。
 - 売春防止法の第4章の廃止のほか、その他の規定の見直しも検討すべきだが、時間を要するのであれば、新たな枠組みの構築を急ぐべき。
- (3) 新たな制度の下で提供される支援のあり方
 - 若年女性への対応など、専門的な支援の包括的な提供。
 - 行政・民間団体を通じた多機関における連携・協働を通じた、早期かつ、切れ目ない支援。
 - 婦人相談所（一時保護所）、婦人相談員及び効婦人保護施設の名称を見直し。利用者の実情に応じた必要な支援を柔軟に担える仕組みや体制。
 - 施設入所だけでなく、通所やアウトリーチなど、伴走型支援。未成年の若年女性に対する広域的な情報共有や連携。同伴する児童についての支援対象としての位置付けの明確化。
- (4) 国及び地方公共団体の役割の考え方
 - 国及び地方公共団体の役割や位置付けの明確化。
 - 基本的な方針のもと、都道府県と市町村の各々の役割や強みを活かし、地域の実情に応じた支援体制の計画的な構築。
- (5) 地方公共団体と民間団体の連携・協働のあり方
 - 地方公共団体等と民間団体の連携・協働。
- (6) 教育啓発、調査研究、人材育成等
 - 教育、啓発、調査研究、人材の養成、確保及び資質向上の推進。
- (7) 関連する他制度との連携等のあり方
 - 関連する他制度に基づく支援との連携・調整等を推進する仕組みづくり、法的なトラブルを抱えている場合の専門的な相談窓口への連携等。

第4 今後の対応について

- 新たな制度の構築に向けて、第3の基本的な考え方に沿って、検討を更に加速し、D V防止法等の既存の法体系との関係にも留意しつつ、具体的な制度設計等が進められ、できるだけ早く実現することを強く期待。

※「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」は、厚生労働省子ども家庭局長が、有識者等の参集を求め、平成30年7月に設置。中間まとめは、本検討会により、令和元年10月11日に取りまとめられたもの。

雇児発0330第9号
平成24年3月30日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

婦人保護長期入所施設の運営について

売春防止法による要保護女子のうち、知的障害等がある者が長期にわたり入所する婦人保護長期入所施設は、従来、「婦人保護施設長期収容施設の運営について」（昭和40年2月7日社発第62号厚生省社会局長通知）により運営を行ってきたところであるが、今般、現在の運営状況を踏まえ、見直しを行うこととし、新たに婦人保護長期入所施設運営要領を別添のとおり定めたとで通知する。

なお、本通知により「婦人保護施設長期収容施設の運営について」は廃止する。
また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

婦人保護長期入所施設運営要領

1 施設の目的

婦人保護長期入所施設は、婦人保護事業の対象である要保護女子のうち2に掲げる者を長期間入所させ、保護するとともに、その自立を支援することを目的とするものであり、次の施設をいうものとする。

名 称 かにた婦人の村
所在地 [REDACTED]

2 入所対象者

婦人保護事業対象者である要保護女子のうち次の（1）及び（2）に該当する者とする。

（1）知的障害又は精神障害があるために他の婦人保護施設ではその者に対する保護及び自立支援が極めて困難であること。ただし、施設内で医療を提供する必要がある者を除く。

（2）身辺の自立が可能であり、かつ、集団生活上著しい行動上の問題がないこと。

3 入所

（1）入所委託

要保護女子を本施設に入所委託するに当たっては、施設設置者と事前協議の上、施設設置者と委託契約を締結すること。

なお、委託契約に当たっては、別紙の委託契約書（例）を参考にすること。

（2）入所委託協議書の作成

入所委託に関する協議書の作成に当たっては、婦人相談所職員の判断のみによることなく、当該要保護女子を保護している施設職員等の意見をも十分聴取すること。また、心理的側面及び医学的側面の判定及び診断については、当該要保護女子に面接し、実地に判定及び診察した上で行うこと。

なお、精神科診断書の作成に当たって、当該婦人相談所又は婦人保護施設に精神科の診療を経験を有する医師がいない場合は、知的障害者更生相談所の医師又は精神鑑定医等の協力を求め、これを作成すること。

（3）入所手続

要保護女子を本施設に入所させる場合は、必ず婦人相談所職員、又は婦人保護施設職員が当該要保護女子を施設所在地まで同伴し、施設に入所させること。

なお、入所の際には当該入所者の保護台帳及び保護記録の写を施設長に提供すること。

4 支援

（1）婦人保護長期入所施設は、終身的な入所を行う施設ではないものであり、地域生活への移行が可能となるような支援を行うための自立促進計画を作成する。

（2）入所委託を行った婦人相談所は、少なくとも2年に1度施設に来所等し、入所者の意向調査を行い、施設は必要に応じ自立促進計画を見直すこととする。

（3）入所委託を行った婦人相談所は、入所者本人の意向を基に、定期的に施設と協議を行い、必要に応じ入所を継続することができるとする。

5 退所等

（1）要保護女子が退所して自立することが可能となった場合は、施設長は、当該要保護女子の入所委託を行った婦人相談所長に退所の協議を行うこと。

（2）施設長は、当分の間、各月初日の入所者数を年度ごとに厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長に報告することとする。

6 定員

婦人保護長期入所施設の定員は、100名とする。

7 経費

（1）婦人保護長期入所施設の施設運営は、平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号各部道府県知事あて厚生労働事務次官通知による婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱に基づいて行うものとする。

（2）入所委託に要する委託費の支払は、事務費は当月払とし、事業費は翌月払とする。

委託契約書（例）

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と社会福祉法人ベテラスタダ奉仕女母の家（以下「乙」という。）とは、乙が設置する婦人保護長期入所施設「かにた婦人の村（所在地 ）」に関して次の条項により、委託契約を締結する。

(委託)

第1条 甲は、乙に対し、要保護女子のうち、特に長期にわたる保護及び自立の支援を必要とする者の入所を委託する。

2 第1項の規定により、甲が乙に要保護女子の入所に関し委託する事項は次のとおりとする。

- (1) 生活指導、保健衛生及び職業指導その他自立のため必要な指導に関すること。
- (2) 入所者に対する衣食その他日常生活に必要なものの支給に関すること。

(経費)

第2条 甲は、事務費として、毎年度国が示す「婦人保護費交付要綱」の算定基準によって算出された事務費の額を月ごとに乙に対して当月払するものとする。

第3条 甲は、事業費として、毎年度国が示す「婦人保護費交付要綱」の基準額によって算出された事業費の額を各月ごとに乙に対して翌月払するものとする。

第4条 甲は、その他入所に要する経費として、乙と甲が協議して取り決めた額を、乙に対して支払うものとする。

第5条 乙は、前3条に基づき支払いを受けるときは、速やかに甲に対して請求するものとする。

第6条 甲は、前条により請求を受けたときは、速やかに乙に支払うものとする。

(報告)

第7条 乙は、各年度の委託に関する事業の収支決算書を作成し、甲に対して翌年度の4月末日までに送付するものとする。

(調査)

第8条 甲は乙に対し、前2条に規定する報告のほか、必要に応じて委託事項の実施状況に関して報告を求め、又は関係書類その他を調査することができる。

(精算)

第9条 乙は、第8条の規定に基づき、収支決算書を作成した結果過不足額が生じたときは、甲に対し翌年度の4月末日までに精算するものとする。

(契約違反)

第10条 乙がこの契約に違反したときは、甲がすでに支払った経費の全部又は一部の返戻を求めることがある。

第11条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(契約の期間)

第12条 この契約の期間は、契約締結の日から平成 年 月までとする。

2 この契約の継続については、契約期間満了の日の1箇月前までに、甲乙いずれか一方から何等かの意思表示がないときは、契約期間満了の日の翌日から向こう1年間改めて契約が締結されたものとみなし、その後においても同様とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲

印

乙

印

